大規模小売店舗立地法届出の手引

令和4年4月

兵庫県まちづくり部都市計画課

#### はじめに

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)は、既存中小商業者への商業上の影響を理由として大規模小売店舗の出店を調整してきた「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に代わり、大規模小売店舗の設置者が、大規模小売店舗の立地に伴う周辺の生活環境の保持のために、適正な「施設の配置及び運営方法」に配慮することを確保するための手続などを規定したものです。

大規模小売店舗の設置者に対しては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の趣旨と内容を十分に理解した上で、大規模小売店舗の立地に伴う生活環境上の問題への対応について、施設の配置や運営方法について合理的な範囲内で配慮するよう求めています。

本手引書では、必要な法令手続や県の運用基準のほか、手続に必要な様式の記載 方法や添付図書の作成方法について記載しています。

設置者におかれましては、指針に対する理解を深められるとともに、本書を活用 し、手続を進めていただきますようお願いします。

### 本書における略称

法 : 大規模小売店舗立地法(平成10年6月3日法律第91号)

施行規則 : 大規模小売店舗立地法施行規則 (平成11年6月10日通商産業省令第62号) 指針 : 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成19年2

月1日経済産業省告示16号)

要綱 : 兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱(平成25年4月1日)

条例 : 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する(平成 17 年 3 月 28

日、条例第 40 号)

# 届出書提出先

部課等	住所・電話番号	管 轄 区 域				
	〒650-8567					
まちづくり部	神戸市中央区下山手通5-10-1	県下全域				
都市計画課土地利用班	078-341-7711 (代)	(神戸市を除く (※))				
	FAX: 078-362-4456					

(※) 神戸市の案件については、神戸市役所(078-331-8181(代))にお問い合わせください。

# 目 次

1	-	規模小売店舗立地法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・	L
	. ,	法の目的	
		対象店舗	
		届出が必要となる行為 法の毛結の治れ	
	(4)	法の手続の流れ	
2	大	規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項 ・・・・・・・・・7	7
	. ,	指針による配慮事項	
	(2)	県の運用基準	
3	大	規模小売店舗の新設に関する届出等(法第5条関係) ・・・・・・1	0
	(1)	届出の対象	
	(2)	届出を行う者	
	(3)	届出事項	
	(4)	行為の制限	
4	変	更の届出(法第6条関係、法附則第5条関係) ・・・・・・・・1	1
_		届出の対象となる変更	
		届出が不要な変更	
		行為の制限	
		軽微な変更	
		法施行前に立地した大規模小売店舗法の変更	
	(-)		
5	説	明会の開催等(法第7条第1項) ・・・・・・・・・・・・1	4
	(1)	説明会の対象範囲	
	(2)	説明会の場所	
	(3)	説明会の回数	
	(4)	説明会の広告の方法	
	(5)	説明会の開催が不要と認められる場合	
6	承	継の届出(法第11条関係) ・・・・・・・・・・・・・1	6
	,		
7	廃	止の届出(法第6条第5項) ・・・・・・・・・・・・・1	6
8	届	出事項一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
-	, ,		
9	届	出のフロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	9

10	届	出書	等の	作成	要領	湏	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	(1)	計画相	既要	書(	事	前該	钥	要	領	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	(2)	新設	【法》	第 5	条第	第 1	項			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	(3)	変更	<b>a</b> 出	【法	第	6 条	第	1	項			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
	(4)	変更	<b>a</b> 出	【法	第	6 条	第	2	項			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
	(5)	廃止	<b>a</b> 出	【法	第	6 条	第	5	項			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
	(6)	説明:	会のi	配布	資料	料	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
	(7)	説明:	会の	開催	報台	生	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
	(8)	説明:	会を	掲示	で	足り	る	لح	す	る	場	合	0)	申	L	出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	61
	(9)	説明:	会が	開催	す	るこ	<u>ا</u> ک	が	で	き	な	Į,	場	合	0)	申	L	出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
	(10)	県の	意見	に係	る	変更	(の	届	出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
	(11)	県の	意見	に対	し、	て届	出	を	変	更	L	な	<i>(</i> )	旨	0)	通	知		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
	(12)	) 県の	動告	に係	る	変更	(の	届	出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
	(13)	承継(	の届	出	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
	(14)	既存)	吉の?	変更	届品	出	【法	附	·則	第	5	条	第	1	項			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
	(15)	軽微	な変	更の	申	し 出	1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	70
	(16)	添付	図面	の作	成	要領	Į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	71

#### (1) 法の目的

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者に対し、施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。

#### (2) 対象店舗

大規模小売店舗(一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの)

※ 店舗面積とは小売業 (飲食店業を除き、物品加工修理業を含む) を行うための店舗の 用に供される床面積をいう。

#### (用語の定義)

▶ 大規模小売店舗を新設(設置)する者

当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まない。

#### ▶ 一の建物

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合とする。

(1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)

道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断する。

- ① 買物客以外の通行人が相当数を占めるもの
- ② 周辺の商店の営業時間以外(開店時刻以前又は閉店時刻以降)も通行可能であるもの
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、 一の建物とする。また、専用通路によって接続され機能的に一体となっているもの については、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合 的に判断する。

なお、地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のとおりとする。

- ① 地上の建物の下にある地下部分は一の建物として扱う。
- ② 上記の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として 別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一 と認められるものは、一の建物として扱う。
- (3) (1)(2)を含む一の建物とその付属建物を合わせたもの

付属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わない。

#### ▶ 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、 生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象と したものである。

- (1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはならないが、初めての販売行為であっても、継続反復の 意思があればこれに該当する。
- (2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質 的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解される。
- (3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはならない。

#### ▶ 小売業を行うための店舗

小売業を行うための建物(土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。)であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなる。また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

#### ▶ 床面積

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう(建築基準法施行令第二条第一項第三号)。

#### ▶ 店舗面積

小売業を行うための店舗の用に供される床面積。店舗面積の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

## 一 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定義
	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。
(1) 売 場	ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商
(1 <i>)</i> /ú /疬	品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と
	明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなす。
(2) ショーウイン	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられ
F	たはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
(3) ショールーム	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する
等	施設をいい、店舗面積に含む。
(4) the 15 つ the en	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所そ
(4) サービス施設	の他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の加工修	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客から
理場のうち顧客	の引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する
から引受(引渡を	部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と
含む。) の用に直	間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面
接供する部分	積に含む。

# 二 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定義
20 ,	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分
	し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをい
(1) 17Hz 15H.	い、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等
(1) 階 段	がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲
	まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階
	段部分とみなし、店舗面積に含まない。
	エスカレーター装置(付属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含
(0) - 7 - 1 - 7	まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある
(2) エスカレータ	場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、
_	当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部
	分とみなし、店舗部分に含まない。
	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。ま
(0)	た、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該
(3) エレベーター	部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみ
	なし、店舗面積に含まない。

	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、
	建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道そ
	の他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを
(4) 売場間通路及	前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシ
び連絡通路	ャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、
	当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店
	舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、
(6) 又们他物	間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(c) 母類字	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り
(6) 休憩室	等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 八曲春託安	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面
(7) 公衆電話室	積に含まない。
(8) 便 所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で
(8) 便 所	他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切
(3) 外間事務主守	り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的
い所	としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面
V 1771	積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分
(12) 塔 屋	をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場
	として取り扱うものとする。
(13) 屋 上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品
	販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含ま
(14) はね出し下、	ない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各
軒下等	種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行ってい
	る部分は、売場として取り扱うものとする。

#### (3) 届出が必要となる行為

大規模小売店舗を設置する者(建物所有者)は、下記の事項を行う場合には兵庫県\*への届出が必要

- ※ 神戸市内の大規模小売店舗については、兵庫県ではなく神戸市への届出が必要
- ① 大規模小売店舗の新設(増築や用途変更により新たに大規模小売店舗となる場合を含む。)
- ② 大規模小売店舗の届出事項の変更
  - ・ 名称又は所在地、設置者又は小売業者の変更
  - ・ 店舗面積の合計、施設の配置、運営方法に関する事項
- ③ 大規模小売店舗の承継
- ④ 大規模小売店舗の廃止

#### (4) 法の手続の流れ

#### ア 条例の手続

大規模小売店舗を含む大規模集客施設の新築等には、法の前に条例の手続が 必要(条例の手続には、事前協議も含め4月以上の期間が必要)となる場合が 多いため、注意すること。

#### イ 事前協議

法手続を円滑に進めるため、届出の内容について、事前に県の担当者と協議を行うこと。(事前協議は関係機関と協議が整っている状況で1月程度) また、協議に際し、事前に以下の関係機関と必要な事前調整を行うこと。

- ・ 公安委員会(県警本部、所轄警察)や道路管理者(国、県、市町)との交通協議
- ・ 駐車場出入口が通学路に面する場合は、登下校する児童の安全に係る配慮について、学校、教育委員会や地元自治会と交通誘導員の配置などの協議
- ・ 大規模小売店舗の設置に関係する法令を所管する機関

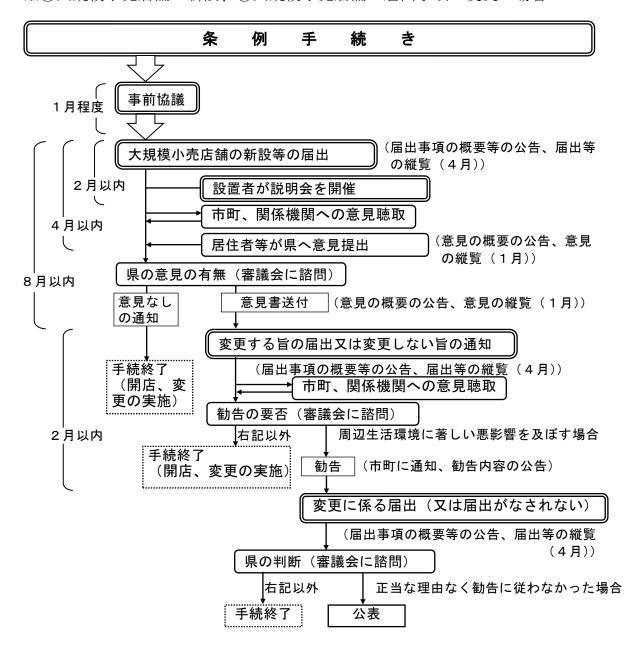
#### ウ 広域案件の取り扱い

店舗の敷地境界から1kmの範囲内に県内他市町が存する場合は当該市町、他府県が存する場合は当該区域を所管する大規模小売店舗立地法の運用主体等の関係機関とも事前協議を行うこと。

また、来退店経路に設定する場合も事前協議を行うこと。

#### エ 法の手続フロー

※①大規模小売店舗の新設、②大規模小売店舗の届出事項の変更の場合



#### (1) 指針による配慮事項

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」が定められている。

※ 詳細は経済産業省のホームページを確認すること。

	駐車場の必要台数の 確保	・年間の平均的な休祭日(平日の来客数が休祭日よりも多く なる大規模小売店舗においは来客数が最大となる当該曜 日)に必要な駐車台数の確保 等				
交通関係	駐車場の位置及び構 造等	<ul><li>・円滑な入出庫が可能な出入口の数及び位置の確保</li><li>・必要な駐車待ちスペースの確保</li><li>・駐車場の分散確保</li><li>・交通誘導員の配置 等</li></ul>				
	その他	・適切な荷さばき施設の整備 ・適切な来退店経路の設定 ・平均的な休祭日に必要な駐輪台数の確保 ・歩行者の通行の利便の確保 等				
騒音関係	騒音問題への対応策 騒音の予測・評価	・騒音に配慮した施設の配置・運営 ・営業活動に伴って発生する騒音を抑制する対策 ・店舗から発生する騒音全体についての予測・評価 ・発生する騒音ごとの予測・評価(午後10時~午前6時)等				
廃棄物関係		<ul><li>・廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進</li><li>・充分な保管容量の確保</li><li>・騒音や悪臭に配慮した施設確保</li><li>・適切な運搬頻度の確保 等</li></ul>				
街立	を なづくり等関係	・街並みづくり、照明等に対する配慮 等				

#### (参考図書)

- 大規模小売店舗立地法についての解説等〔第4版〕(平成19年7月、経済産業省商務情報 政策局流通政策課)
- ・ 交通対策に関するケーススタディ (平成12年12月、経済産業省産業政策局流通産業課)
- 大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き(第2版)(平成20年10月、経済産業省 商務情報政策局流通政策課)

### (2) 駐車場内の安全性の確保等に関するガイドラインによる配慮事項

県では、大規模集客施設に設置される自走式の来客用駐車場を対象に、「大規模集客施設における駐車場内の安全性の確保等に関するガイドライン」を令和2年4月に策定し、安全で誰もが利用しやすい駐車場を整備するための基本的な方向性や駐車場内の安全性の確保等を行う際の配慮事項を定めている。

ガイドラインにおける基準の概要

項目	概要
駐車場出入口	駐車場出入口の間口の長さ、視認性、入庫ゲートまでの距離 等
車路	路面表示等による誘導、わかりやすいレイアウト、退店方面の表示 等
駐車マス等	駐車マスの大きさ、障害者用駐車マスの確保、車止めの設置等
歩行者通路	歩行者通路の幅員、自転車利用者への配慮、複数棟間の動線への配慮 等
その他	防護柵の設置、照明施設の設置、搬出入車両の通行時の安全確保等

#### (3) 県の運用基準

#### 【自動車分担率の設定】

指針二の1の(1)の①に規定する設置者が確保することを要する駐車場の必要台数を算定する際の要素となる自動車分担率は、商業地区にあっては、指針の定めにかかわらず、次の表のとおりとする。(大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的事項に関する運用基準(平成20年4月1日))

(単位:パーセント)

1-11-1-m 1-1-1-1	商業地区								
立地市町の行政人口	緩和対	象地区	緩和対象地区以外						
人口 100 玉 / 以上	_		7.5+0.045 L	(L<500)					
人口 100 万人以上	_		30	(L≧500)					
1 1 1 0 T 1 1 1 L	11.3+0.05 L	(L < 500)	12.5+0.055 L	(L < 500)					
人口40万人以上 100万人未満	17.8+0.037L(	$(500 \le L < 600)$	40	(L≧500)					
100 万人八個	40	(L≧600)	40	(L \( \) 500)					
人口10万人以上	25+0.07 L	(L<500)	37.5+0.075 L	$(\Gamma < 300)$					
人口10万人以上   40万人未満	25±0.07 L	(L < 500)	60	(L≧300)					
40777人人们问	60	(L≧500)	00	(L \( \) 500)					
人口10万人未満	25+0.07 L	(L<500)	40.0+0.100 L	$(\Gamma < 300)$					
	20 1 0. 01 1	(2 (000)	70	( L ≧300)					
	60	( L ≥500)	10	(L ≤ 300)					

注1 この表において「緩和対象地区」とは、次の表に掲げる鉄道駅周辺の商業地区とする。

鉄道会社名	駅名
西日本旅客鉄道株式会社	尼崎駅、立花駅、芦屋駅、明石駅、加古川駅、姫路駅、伊丹駅、川西
	池田駅、中山寺駅、宝塚駅、三田駅
阪急電鉄株式会社	園田駅、塚口駅、武庫之荘駅、伊丹駅、仁川駅、小林駅、逆瀬川駅、
	宝塚南口駅、宝塚駅、川西能勢口駅、中山観音駅、売布神社駅
阪神電気鉄道株式会社	杭瀬駅、尼崎駅、出屋敷駅
山陽電鉄株式会社	山陽明石駅、山陽姫路駅
神戸電鉄株式会社	三田駅

- 注2 この表において「L」とは、駅からの距離(単位:メートル)をいう。
- 注3 ここでいう「駅」とは、当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用する と見込まれる場合における鉄道駅をいう。なお、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交 通手段として利用すると見込まれる場合には、県と協議し、バスターミナル等バス路線が相 当数集中する地点を駅として、上表を適用することができる。

#### (4) 他法令で県が定める基準について

#### 【騒音に係る基準について】

○地域の類型・区域の区分について

工業専用地域の一部及び臨港地区等を除く全域が規制する地域に指定されているため、地域の類型・区域の区分については、各市町公害担当課で必ず確認すること。

# ① 自らの施設から発生が予想される全体の騒音が、騒音の測定場所(住宅の屋外)において適用される基準値

騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

まるとのおまり	基準値	(L <sub>Aeq</sub> )
地域の類型	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
В	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

# ② 夜間に発生することが見込まれるそれぞれの騒音が、騒音の測定場所(敷地境界線)において適用される基準値

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和43年11月27日厚生省・農林省・ 通商産業省・運輸省告示第1号)

	110. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区域の区分	基準値(LAE)
第1種区域	40 デシベル以下
第2種区域	45 デシベル以下
第3種区域	50 デシベル以下
第4種区域	60 デシベル以下

- ※1 基準値は昭和44年4月30日県告示第448号の4(騒音規制法)及び平成8年3月29日県 告示第542号(環境の保全と創造に関する条例)に基づいている。
- ※2 第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する以下の表の施設の敷地の周囲から50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値となる。

/ I/	AL MENT OF THE CONTRACT OF THE
施設名称	法令
学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
保育所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
病院	医療法(昭和22年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条
診療所	第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
図書館	図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
特別養護	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホ
老人ホーム	$-\Delta$
幼保連携型	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
認定こども園	(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

#### 3 大規模小売店舗の新設に関する届出等(法第5条関係)

#### (1) 届出の対象

大規模小売店舗の新設のほか、建物の増築又は用途変更により大規模小売店舗 (店舗面積 1,000 ㎡超) となる場合を含む。

- 大規模小売店舗を新設する場合
- ・ 既存の店舗の増築により新たに大規模小売店舗となる場合
- ・ 既存の建物の全部又は一部の用途を変更し、新たに大規模小売店舗となる場合
- ※ 建替の場合は、既存店舗の廃止の手続き後に新設の届出が必要となるため、事前に協議を行うこと。

#### (2) 届出を行う者

大規模小売店舗の新設をする者(<u>当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権</u>を有する者等は含まない。)

※ 建物が区分所有されている場合、各区分所有者は「新設をする者」となるが、自分の 持分に係る建物の部分に店舗がない者(例えばマンション所有者)は、「大規模小売店舗 の新設をする者」には含まれず届出の必要はない。

また、自分の持分に係る建物の部分に店舗がある者は、新設のときに自分の持分の部分に増築等の工事を行わなくても「大規模小売店舗の新設をする者」に含まれ、届出が必要となる。届出は、区分所有者の全員又は一部が共同して行うことができる。

#### (3) 届出事項

- ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
- イ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行 う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ウ 大規模小売店舗の新設をする日
- エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (ア) 駐車場の位置及び収容台数
  - (イ) 駐輪場の位置及び収容台数
  - (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
  - (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

#### (4) 行為の制限

届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。ただし、法第8条第4項に基づき、 意見を有しない旨の通知を行った場合は除く。

- ※ 新設とは、大規模小売店舗が開店し実際に小売業が行われることをいう。
- ※ 届出の日は、提出先に到達した日(受理日)となる。

#### 4 変更の届出 (法6条関係、法附則第5条関係)

#### (1) 届出の対象

- ア 以下の項目に変更があったときは、遅滞なく届出が必要(法第6条第1項)
  - (ア) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (イ) 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 以下の項目に変更があるときには、事前に届出が必要(法第6条第2項)
  - (ア) 大規模小売店舗の新設をする日
  - (イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - (ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - 駐車場の位置及び収容台数
    - 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (エ) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項
    - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - ※ 兵庫県では駐車場出入口の運用変更(例:出口から入口への変更、出入口から 出口への変更等)は届出が必要となる。
    - ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

#### ※ 変更が必要な場合の例

大規模小売店舗と同一の敷地内に、大規模小売店舗に関連して利用することが想定し にくい施設(オフィス、マンション、映画館、ボーリング場、スポーツ施設等)が設置 され、駐車場が共用されることで、当該施設の利用者のための駐車台数を考慮した結果、 大規模小売店舗の届出台数が減少する場合には、変更の届出が必要となる。

#### (2) 届出が不要な変更(法第6条第2項関係、施行規則第7条)

#### ア 一時的な変更

店舗側の自己都合ではなく通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための"一時的"な変更をいう。一時的な状況変化の完了後、元の状態に戻ることが前提となるが、"恒久的"な変更は「一時的な変更」に該当しない。

- (例)・ 事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更
  - ・ 特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更
  - ・ 店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更 等

#### イ 下記に掲げる変更

- ・ 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- ・ 都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、 大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- ・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- ・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合に応じ当該(イ)又は(ロ)に掲げる店舗面積の合計(以下「基礎面積」という。)に1,000 ㎡又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
  - (4) 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規 定による届出をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計
  - (p) 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の 増加をした後の店舗面積の合計
- ・ 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- ・ 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ・ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを 行うもの

#### (3) 行為の制限

以下の事項について変更の届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した 後でなければ当該届出に係る変更をしてはならない。ただし、意見を有しない旨 の通知をした場合又は軽微な変更は除く。

- ・ 大規模小売店舗の新設をする日
- ・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### (4) 軽微な変更(法第6条第2項関係、施行規則第8条)

店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと認められるもの。(軽微な変更に該当する場合には、該当する理由を添えて県への申出が必要)

軽微な変更の申出を行う場合は、事前に県と協議を行うこと。

#### (5) 法施行前に立地した大規模小売店舗の変更(法附則第5条第1項関係)

#### ア 届出の対象

法施行(平成12年6月1日)前に立地した大規模小売店舗については、法施行後に最初に行う以下の変更について、事前の届出が必要となる。(変更手続は法第6条の変更手続と同じ)

- ・ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ・ 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

また、変更事項とともに、以下の事項で当該変更に係るもの以外について届出が必要となる。

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・ 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の名称及び住所
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

なお、当該届出は、法第5条第1項の新設の届出とみなされるため、これ以降の変更、承継については、法の手続が必要となる。

#### イ 軽微な変更 (法附則第5条第1項関係、施行規則第8条関係)

一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと認められるもの。(軽微な変更に該当すると判断する場合には、判断した理由を添えて県への申出が必要)軽微な変更の申出を行う場合は、事前に県と協議を行うこと。

#### 5 説明会の開催等(法第7条第1項)

法第5条第1項の新設の届出、法6条第2項及び法附則第5条第1項の変更(軽 微な変更を除く。)の届出をした者は、届出日から2月以内に届出内容を周知させ るための説明会を開催しなければならない。

#### (1) 説明会の対象範囲

店舗の所在地の属する市町の区域内に居住する者等が想定される。

なお、周辺地域の生活環境の保持について意見を有するものであれば、その住所を問わず意見書を提出することができる。

#### (2) 説明会の場所

参加者が参集しやすい店舗の所在地周辺の施設で行うこととし、適切な規模の施設がない場合には、その最寄りの施設において行う。

また、周辺地域の状況を勘案して十分な規模の施設を選択する必要がある。

#### (3) 説明会の回数

説明会は、平日の10時から17時までの時間帯に1回と、これと異なる平日の19時から22時までの時間帯又は土曜日、日曜日又は祝祭日のいずれかに1回の計2回の開催とする。

さらに、周辺の住宅の密集状況や交通の状態から判断して多数の人が参加する 必要があると考えられる場合には、説明会開催に係る日時、場所、参集範囲等を 考慮して、3回の開催が必要な旨を通知することがある。

#### (4) 説明会の公告の方法

当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所(既存店舗の場合は店内 掲示など)に少なくとも開催の1週間前から当日までA2判程度の大きさの掲示 板等を用いて掲示するほか、以下のいずれかの方法で説明会の公告を行う。

- ・ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- ・ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に説明会の開催を案内するちらしを折り込む
- ・ 説明会の開催を案内するちらしを戸別に配付
- 近隣自治会の掲示板に掲示
- 近隣自治会に回覧
- ・ 前各号に掲げるもののほか県が適切と認める方法

なお、ちらしによる場合は、当該地域の住民等の購読状況を考慮して、時事に 関する事項を掲載する日刊新聞紙4紙以上を選択する。

また、周知すべき範囲については、以下の距離の範囲を目安とするが、周辺の 交通状況等を勘案し、より広範囲に周知することが求められる場合もある。

#### <店舗の敷地境界からの距離>

店舗面積	立地する場所				
/占 舗 国 /負	市街化区域等	その他区域			
10,000 ㎡以上	1, 000m				
10,000 ㎡未満 5,000 ㎡以上	7 0 0 m	1, 000m			
5,000 ㎡未満 3,000 ㎡以上	5 0 0 m				
3,000 ㎡未満 1,000 ㎡超	3 0 0 m	5 0 0 m			

<sup>※</sup> 市街化区域等には、非線引都市計画区域における用途地域の指定地域及び人口集中地区(DID:直近の国勢調査)を含む。

# (5) 説明会の開催を届出等の要旨の掲示に代えることができる場合 (施行規則第 11 条第 2 項)

#### ア 適用条件

周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため説明会を開催する必要がないと県が認めるもの(事前協議の上、書面による申出が必要)

(例) 変更後の営業時間が「夜間(午後10時から午前6時まで)」を含まない場合であって、当該変更が実質的に生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと思料される場合

#### イ 掲示方法

店舗内の掲示板を活用するなど、大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、以下の事項を4月掲示する。(要綱様式例参照、A2判程度の大きさの用紙等を使用して行う。)

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・ 変更しようとする事項(変更前及び変更後)
- ・ 変更する年月日
- ・ 変更する理由
- ・ 変更しようとする施設の図面等の添付書類

#### (6) 説明会が開催できない場合(法第7条第4項)

#### ア 適用条件

以下の事由により説明会が開催できないと県が認めるもの(事前協議の上、 書面による申出が必要)

- ・ 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能
- ・ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明 会を円滑に開催できない

#### イ 届出等の内容を周知させるための方法

施行規則第 13 条第 2 項に定める「県が適切と認める方法」として、「(4) 説明会の公告の方法」において示した方法により行うこととする。

## 6 承継の届出(法第11条関係)

当該大規模小売店舗に係る届出及び通知をした者の地位を承継した以下の者は、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

- ・ 大規模小売店舗を譲り受けた者
- ・ 相続があったときの相続人
- ・ 合併があったときの合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人
- ・ 分割があったときの分割により当該大規模小売店舗を承継した法人

#### 7 廃止の届出(法第6条第5項)

大規模小売店舗の閉店や店舗面積の減少により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000 m以下とする場合は、事前に届出が必要である。

なお、建替の場合は、既存店舗の廃止の手続き後に新設の届出が必要となるため、 事前に協議を行うこと。

# 8 届出事項一覧

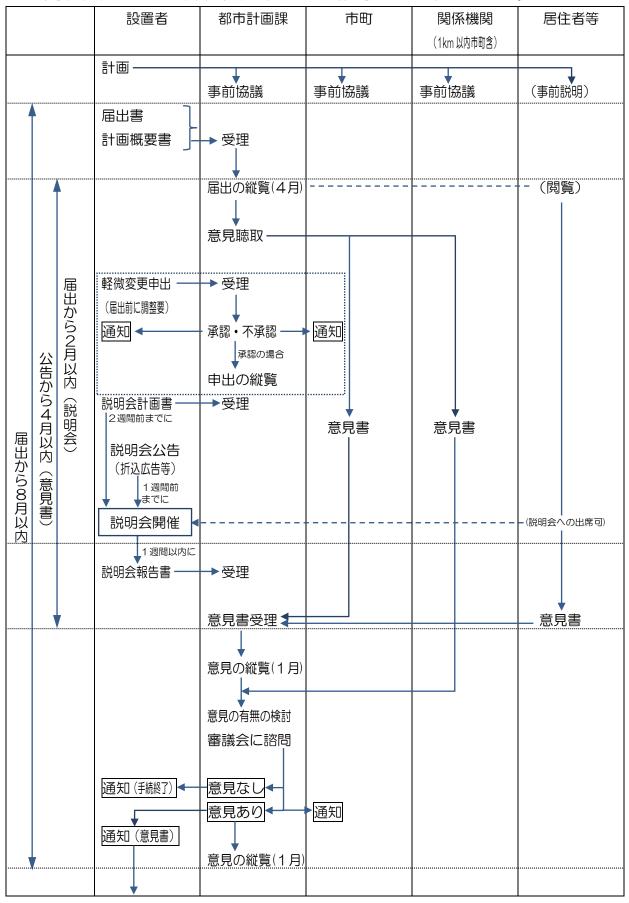
届出内容等		法令条項	届出期日	届出様式	記載要領	提出部 数 <sup>**1</sup>
計画概要	計画概要書(事前説明要領)		新設、変更 届出時	要綱様式例第1	P21	3
新設の届出		法第5条	開店予定日 の8月前ま で	様式第1	P24	正 1 写 20
更 更 届 。	店舗の名称及び所在地 設置者及び小売業を行う者の氏名又 は名称及び住所(法人は代表者)	法第6条 第1項	変更後遅滞なく	様式第2	P55	正1 写3
(法の届出済	店舗の新設日 店舗面積の合計 施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	法第6条 第2項	変更日の8月前まで	様式第3	P56	正 1 写 20
舗 ・	施設の運営方法に関する事項 ア 開店時刻及び閉店時刻 イ 来客者駐車場の利用時間帯 ウ 駐車場出入口の数及び位置 エ 荷さばきを行う時間帯	法第6条 第2項	変更前	様式第3	P56	正 1 写 20
軽微な変	変更の申出	法第6条 第4項	変更届出時	要綱様式第	P70	正1 写3
廃止の届 ※店舗面	i出 i積を 1,000 ㎡以下とする場合	法第6条 第5項	廃止前	様式第4	P57	正1 写1
説掲	示による説明会の申出	運用要綱第9条	新設等の届 出時	要綱様式第	P61	正1 写3
明説	明会が開催できない旨の申出	運用要綱 第11条	新設等の届 出時	要綱様式第	P62	1
関 説	明会配布資料	運用要綱第7条	・開催予定 日の2週間 前まで	要綱様式例 第2	P58	1
説明	明会開催報告	運用要綱 第12条	開催日から 1週間以内	要綱様式例第6	P60	1
県の意見	県の意見に係る変更の届出		変更日の2月前まで	様式第5	P63	正 1 写 20
県の意見 知	<b>上に対して届出を変更しない旨の通</b>	法第8条 第7項	変更日の2月前まで	要綱様式第 13	P64	正 1 写 20

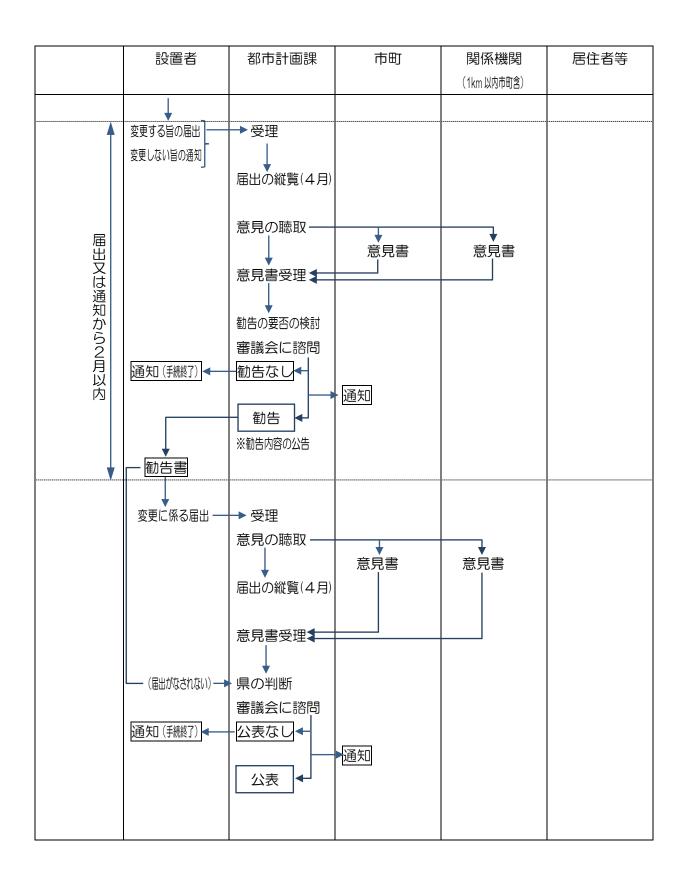
旧の	<b>国の知生に核え亦再の足</b> 山			様式第6	P65	正1
県の勧告に係る変更の届出		第4項				写 20
承継の届出		法第 11 条	承継後遅滞	様式第7	P66	正1
才不此	♥//囲口	第3項	なく			写1
既	・店舗の新設日	法附則第	変更しよう	様式第8	P67	正1
存店	・店舗面積の合計	5条第1	とする日の			写 20
の亦	・施設の配置に関する事項	項	8ヶ月前			
既存店の変更届出※3	ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量					
3	・施設の運営方法に関する事項	法附則第	変更前	様式第8	P67	正1
	ア開店時刻及び閉店時刻	5条第1				写 20
	イ 来客者駐車場の利用時間帯 ウ 駐車場出入口の数及び位置 エ 荷さばきを行う時間帯	項				

- ※1 届出部数は、届出の内容により増減する場合があるので、事前に確認すること。
- ※2 法第5条第1項または法附則第5条第1項による届出を行った店舗において、再度変更を行う 場合は法第6条第2項に基づく届出となる。
- ※3 法施行時に店舗面積が1,000 ㎡超のものであり、法の届出を行っていない既存の店舗が、最初の変更を行う場合の届出を行う場合、法附則第5条第1項に基づく届出となる。(変更を行わない事項についても、届出が必要)

#### 9 事務処理フロー

大規模小売店舗立地法の届出に関する代表的な事務手続フローは以下のとおり。





#### 10 届出書等の作成要領

#### (1) 計画概要書【要綱第2条第2項】

#### ア 記載要領等について

様 式 要綱様式例1

文字の大きさ 原則として 10.5 ポイント以上

ページ番号 全ページ(添付書類を含む。)にページ番号を振ること。

#### イ 添付図書について

【添付書類】
□(別添)関係機関との協議・手続等の状況
□必要に応じて、スケジュール表等
□位置図
□周辺見取図
□建物の配置図※変更の場合は変更前・後の図面を添付する。
□各階の平面図※変更の場合は変更前・後の図面を添付する。
□来退店経路図※変更の場合は変更前・後の図面を添付する。
□その他必要な図面等
【各図面の記載要領】
□図面に係る記載事項は 10(16)添付図面の作成要領を確認すること。

#### 要綱様式例第1(事前説明資料) 大規模小売店舗計画概要書(新設・変更) 設 氏名又は名称 置 者 住所又は所在地 電話·FAX等 担当部署·担当者 名称 舗 所在地 施 設 敷地面積 m<sup>2</sup> 利用現況 用途地域 立地場所 隣接地の の概要 用途現況 建築面積 $m^2$ 延床面積 m² 店舗面積の合計 $m^2$ 各階の店舗面積 開店予定年月日 開店時刻 閉店時刻 主な小売業者 他のテナント数

	主な販売品の種類								in it	業態				
	付帯施設の状況								•		•			
	着工予定年月日					Ž	竣工	予定年	月日					
駐車	種類及び箇所数	面積										m²		
場場	収容台数					1	指針	による	台数					
	台数の算出根拠													
	利用可能時間帯					ļ	出入	口の数						
駐輪	収容台数					Ī	面積							m²
場	台数の算出根拠													
荷捌	施設面積				m²	利用	可能	能時間視	<b></b>					
1M き	平均的な車両台数													
騒音	遮音壁の有無	午	後 10 時	∱∼	午前	6 時(	にお	ける騒	音発生の	の可i	能性の	有	無	
	冷却塔、冷暖房設備の	室外機又	は送風機	幾の	有無	と稼	働時	f間帯						
	主な騒音対策													
廃棄	廃棄物等の種類	紙製廃棄 物等	金属製 棄物	廃	ガラ 廃棄			スチック <b>発棄物</b>	生ごみ	±=-	その f 可燃性廃棄		合	計
物等	指針による容量	m <sup>3</sup>	m	3		m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	m	3	m <sup>s</sup>	3		m <sup>3</sup>
	排出容量予測値	m <sup>3</sup>	m	3		m³		m <sup>3</sup>	m	3	m <sup>s</sup>	3		m <sup>3</sup>
	保管施設の容量	m <sup>3</sup>	m	3		m <sup>3</sup>		m³	m	3	m <sup>s</sup>	3		m <sup>3</sup>
	廃棄物等の運搬・処	理予定業者	Ĭ											
	減量化・リサイクル	推進計画の	)有無					1			ľ			
道路	項目	道路 No.	1	道	[路 ]	No. 2		道路	No. 3		道路	N	Vo. 4	
状	道路幅員		m				m			m				m
況	交通規制													
	歩道の有無・幅員													
	信号の有無													
	横断歩道等の状況													
	通学路の有無													
街立	位みづくり等への配慮	事項(街主	<b></b> をみづく	り	、緑化	匕計區	画、	屋外照	明・広告	5塔月	照明等(	り	計画	等)
説品	開催予定場所					開催	量予算	定日時						
明会	周知範囲					1								
	周知方法													

※変更事項については、変更前・後の内容を2段書きすること。

※添付書類:建物の配置図、各階の平面図、周辺の見取り図等(縮小版も可)

(別	(別添) 関係機関との協議・手続等状況 年								
関	法令等名	関係機関担当	部署	署名	協議・手続内容	進捗状況			
係関	農地法関係	年	月	日	①農地転用許可: 年 月 日	済み・見込み・協議中			
との	農業振興地域の整備に関す る法律関係	年	月	日	農業振興地域 (該当の有無)	有・無			
協議状況等	都市計画法関係 (都市計画法によ る開発許可、 中 高層条例等)	年	月	日	①32条協議: 年月日 ②開発許可: 年月日 協議終了後又は許可後、速やかに報告すること。	済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中			
	建築基準法関係 (建築基準条例等)	年	月	日	①駐車場の出入口の数及び位置 ②建築許可 : 年 月 日	済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中			
	道路法関係 (道路管理者) ※交通対策協議会 が設置された場合 は、その旨記載す	年	月	日	①駐車場の出入口の数及び位置 ②駐車場台数 ③来店・退店経路 ④誘導方策(経路案内・誘導員配置等)	済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中			
	ること。	年	月	目	①駐車場の出入口の数及び位置 ②駐車場台数 ③来店・退店経路 ④誘導方策(経路案内・誘導員配置等)	済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中			
	交通協議関係 (所轄警察署)	年	月	目	①駐車場の出入口の数及び位置 ②駐車場台数 ③来店・退店経路 ④誘導方策(経路案内・誘導員配置等)	済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中			
	駐車場付置義務条例	年	月	日	付置義務台数	済み・見込み・協議中			
	駐輪場付置義務条例	年	月	日	付置義務台数	済み・見込み・協議中			
	騒音の関係 (騒音規制法、				①地域類型の確認	済み・未確認			
	環境の保全と創造 に関する条例)	年	月	日	②特定施設 (環境の保全と創造に 関する条例)	済み・見込み・協議中			
	廃棄物等の関係	年	月	目	①廃棄物・リサイクル品分別方法 ②廃棄物・リサイクル品保管方法 ③廃棄物・リサイクル品処理・運搬方法	済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中 済み・見込み・協議中			
	その他(環境、景観等)	年		日	①敷地緑化(環境の保全と創造に 関する条例等) ②景観関係等の条例 ③ ④				

- ※1) 例示のほか、その他欄に条例及び要綱に基づく関連手続きも記載すること。
- ※2)協議内容欄は、協議の対象となっている事項等について記載すること。 特に、法第5条第1項に掲げる届出事項に関して詳細に記載すること。
- ※3) 進捗状況欄は、該当状況に○をすること。
- ※4) 年月日は計画概要書提出時点の直近の協議日を記載すること。
- ※5) 必要に応じてスケジュール表等を添付すること。

### (2) 新設【法第5条第1項】

# ア 記載要領について

様 式 様式第1 A4判(図面はA4またはA3判)

文字の大きさ 原則として 10.5 ポイント以上

ページ番号 全ページ (添付書類を含む。) にページ番号を振ること。

①全書類を通したページ番号

②本編・図面・添付書類等ごとに分けたページ番号のいずれかを振ること。

#### イ 添付図書について

【添付書類】
□別添1 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供され
る部分の配置を示す図面
□別添2 主として販売する物品の種類
□別添3 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の
予測の結果及びその算出根拠
□別添4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予
測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必
要な事項
□別添5 経路の設定等
□別添6 荷さばき施設の整備等
□別添7 騒音問題に対応するための対応策
□別添8 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出
根拠
□別添9 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予
測結果と算出根拠
□別添10 廃棄物等の保管のための施設容量の確保等
□別添11 廃棄物等の運搬・処理等の計画
□別添12 その他の指針関連事項
□設置者の法人の登記事項証明書(個人にあってはその住民票の写し(住民基本
台帳ネットワークにより確認できる場合は不要))
□委任状(代理者が業務を行う場合)※正本のみ
□建物位置図
□周辺見取図
□建物配置図
□各階平面図計画図
□施設計画図
□建物立面図
□交通計画図
□騒音予測に関する図面
□その他必要な図面等
□駐車場内の安全性の確保等に関するガイドラインのチェックリスト
【各図面の記載要領】
□図面に係る記載事項は10(16)添付図面の作成要領をご確認ください。

#### ウ 届出様式の記載事項について

様式第1(第3条関係)

※受理年月日	令和	年	月	日
※受理番号				
※備考				

大規模小売店舗届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

- ・建物名称は、設置後予定している名称を記載すること。(仮称でも可)なお、仮称の場合は、新設後に遅滞なく変更届出書を提出のこと。
- ・所在地は計画地の土地登記簿上の地番(複数の地番にまたがるときは、地番の代表的な もの、または全地番)を記載すること。また、建物に住居番号が付定されている場合は、 住居表示を記載すること。
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社〇〇〇〇	00 00	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
00 00		〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

- ・すべての小売業者名を記載すること。
- ・小売業者が多数ある場合は「別紙(小売業者一覧)のとおり」と記載し、別紙を作成すること。
- ・現段階で未定のものについては、決定次第速やかに届出を行うこと。
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和○年○月○日

- ・届出日から8月後の同一日付け日の翌日以降の日付を記載すること。
- ・当該店舗の開店予定の日を記載すること。(小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、それらのうち一番早い予定日を記載)

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ㎡	
	y_b-74
・小売業を行うための店舗の用に供され ・小数点以下第1位を四捨五入	16床面槓
7、数点以下第1位を四指立八	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	頁
1) 駐車場の位置及び収容台数	
位置	収容台数
No. ○ (p. ○ 別添配置図上 No. ○)	000台
No. ○ (p. ○ 別添配置図上 No. ○)	000台
合計	000台
従業員用駐車場について、表の下に以て	
・例1 従業員用駐車場を別途○台分码	
・例2 従業員用駐車場は、駐車場収容	<sup>客台数の内○台が含まれています。</sup>
2) 駐輪場の位置及び収容台数	
位置	収容台数
No. ○ (p. ○ 別添配置図上 No. ○)	○○○台
No. ○ (p. ○ 別添配置図上 No. ○)	000台
here (p. 0 %, ), (manage 2 1 mo. 0 )	000台
口声	000 г
自動二輪車について、表の下に以下の係	
・例 1 自動二輪車の駐車場を別途○台	
	易収容台数の内○台が含まれています。
1 J - 1 D - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
3) 荷さばき施設の位置及び面積	
位置	面積
No. ○ (p. ○ 別添平面図上 No. ○)	
No. ○ (p. ○ 別添平面図上 No. ○)	OO. OOm²
合計	○○ m²
合計値の小数点以下第1位を四捨五入。	けること。
4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置	容量
	谷里 ○○.○○m³
No. ○ (p. ○ 別添平面図上 No. ○) No. ○ (p. ○ 別添平面図上 No. ○)	$\begin{array}{c c} \hline \bigcirc\bigcirc.\bigcirc\bigcirc\text{m}^3 \\ \hline \\ \hline \\ \hline \end{array}$

合計値の小数点以下第1位を四捨五入すること。

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社〇〇〇〇	午前〇時〇分	午後〇時〇分
00 00	午前〇時〇分	午後〇時〇分

- ・小売業者が多数ある場合は、「別紙(小売業者一覧)のとおり」と記載し、別紙を作成すること。
- ・年末年始等に開店時刻の繰上げ及び閉店時刻の繰下げを行う場合は、「午前〇時〇分( ただし、年間〇日は午前〇時〇分)」等と記載すること。
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No. (図面に記載 の番号)	駐車可能時間帯
No. O	午前○○時○○分~午後○○時○○分
No. O	午前○○時○○分~午後○○時○○分

- ・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること。
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No. (図面に記載 の番号)	出入口の数	效	位置
No. ()	出口入口	○箇所 ○箇所	(p. ○ 別添○○図上 No. ○)
No. ()	入口 出入口	○箇所 ○箇所	(p. ○ 別添○○図上 No. ○)
No. O	出入口	○箇所	(p. ○ 別添○○図上 No. ○)
合計	出口 入口 出入口 合計	<ul><li>○箇所</li><li>○箇所</li><li>○箇所</li><li>○箇所</li></ul>	

・駐車場が複数ある場合、配置図に番号を付し、各駐車場の出入口の数を記載出入口の位置は配置図に記載すること。また、出入口の位置は配置図に記載すること。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No. (図面に記載の	荷さばき可能時間帯
番号)	
No. O	午前○○時○○分~午後○○時○○分
No. O	午前○○時○○分~午後○○時○○分

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

# (参考) 小売業者一覧 記載例

#### 別紙 (小売業者一覧)

77.1/15/ (/:	アル来有 一見/					
番号	氏名 (名称)	法人の場合 代表者氏名	住所(所在地)	主として 販売する 物品	開店 時刻	閉店 時刻
1	株式会社〇〇	代表取締役	神戸市○○区○○町	食料品・ 生活雑貨	午前10時	午後 9 時 30分
2	○○株式会社	代表取締役	大阪市〇〇区〇〇町	衣料品	午前10時	午後9時
3	有限会社○○	代表取締役	東京都○○区○○町	生活雑貨	午前10時	午後9時
4	○○有限会社	代表取締役	姫路市○○町○丁目 ○○番○○号	文房具	午前10時	午後9時
5	株式会社〇〇	代表取締役	尼崎市○○町○丁目 ○○番○○号	米穀類	午前8時 30分	午後8時
6	株式会社〇〇	代表取締役	岡山県○○市○○町	電化製品	午前10時	午後9時
7	未定			医薬品	午前10時	午後9時
小売 業者 数 合計	7					

※未定のものについては、予定する販売物品の種類を記載すること。

#### エ 別添資料の記載事項

#### 別添1 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す 図面 【規則第4条第1項第3号】

- (1) 建物配置図 (別添○○図)
  - ・店舗の用に供する部分、その他施設、駐車場等の配置が分かる図面 (A4または A3判)
- (2) 各階平面図 (別添○○図)
  - ・各小売業者又は業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図(A4またはA3判)

(3)

① 建物・敷地の概要

項目	計画内	勺容		
構造				
階数	地下	階	地上	階
建築面積				m²
延床面積				m²
敷地面積				m²

② 各階ごとの店舗面積等

階数	店舗面積	延床面積
3階	m²	m²
2階	m²	m²
1階	m²	m²
計	m²	m²

- ③ 併設施設の計画(※併設施設がある場合のみ記載)
  - ・「利用者層が同一の併設施設」(レストラン、ゲームセンター、クリーニング等当該 施設を利用する者が小売店舗を利用する者と概ね一致すると想定される施設)と、 「利用者層が異なる併設施設」(オフィス、マンション、スポーツ施設、長時間滞在 する娯楽施設等当該施設を利用する者が 小売店舗を利用する者と必ずしも一致し ないと想定される施設)の区別をして、それぞれの延床面積の合計を記載すること。
  - ・別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。

(例)

〈利用者層が同一の併設施設〉

(小小) 11 日 /目 12 1日	<b>ジガ成施政</b> /	
事業内容	事業主体	延床面積
飲食施設	○○○ほか	m²
ゲームセンター	○○○○(株)	m²
		m²
合計		m²

〈利用者層が異なる併設施設〉

事業内容	事業主体	延床面積
映画館(別棟)	㈱○○○	m²
スポーツ施設	○○○○(株)	m²
		m²
合計		m²

# 別添2 主として販売する物品の種類 【規則第4条第1項第2号】

(例)

小売業を行う者の氏名又は名称	主として販売する物品の種類
株式会社〇〇〇〇	日用品・生活雑貨
00 00	医薬・化粧品

・小売業者が多数ある場合は、「別紙(小売業者一覧)のとおり」と記載し、別紙を作成すること。

#### 別添3 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその 算出根拠 【規則第4条第1項第4号】

- (1) 自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
  - ①指針による必要駐車台数計算式

ア 小売店舗の必要駐車台数

事項等		各事項算出のための計算式等の根拠
用途地域 ※1)	商業地区・その他地区	
S:店舗面積 ※2)	千㎡	
s:附属施設面積 ※3)	千㎡	
A: 日来店客数原単位		<b>※</b> 5)
B:ピーク率	%	
L:駅からの距離 ※4)	駅から m	(駅名 )
C:自動車分担率	%	<b>※</b> 5)
D: 平均乗車人員	人/台	<b>※</b> 5)
E: 平均駐車時間係数		<b>※</b> 5)
必要駐車台数 ※6)	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
参考:日来店台数	台	$A \times S \times C \div D$
参考:ピーク時間来店台数	台	$A \times S \times B \times C \div D$

- ※1) 複数の用途地域にまたがって設置する場合は敷地の過半を占める用途とする。
- ※2,3) 千未満の数値については、小数点第3位まで表示すること。
- ※3) 小売店舗と駐車場を共用する「利用者層が同一の併設施設」(飲食店、クリーニング等当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と概ね一致すると想定される施設) が付設されている場合又は付設が予定されている場合で、当該施設の延床面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合に記載すること。
- ※4) 駅からの距離は、最寄りの改札口から店舗の敷地を結んだ地図上の直線距離と する。その距離を図示した図面を添付すること。
- ※5) 各事項算出のための計算式等の根拠を記載すること。
- ※6) S~Eは、端数処理はせず、必要駐車台数の最終結果のみ、小数点以下第1位 を四捨五入すること。

イ 併設施設(利用者層が同一)と駐車場を共用する場合で、併設施設の面積の割合が小売 店舗面積の2割以上の場合における併設施設を含めた必要台数

(※併設施設を含めた必要駐車台数における指針のロのbの算出式を用いる場合)

事項等		各事項算出のための計算式等の根拠
s:併設施設面積	千㎡	
X:併設施設の割合	%	$= s \div S$
Y: 比率		指針値との比率式
併設施設を含む必要駐車台数		

- ・アの小売店舗の必要台数で算出した整数に比率を乗じて、計算結果を四捨五入する こと。
- ・併設施設の駐車場が小売店舗の駐車場と共用しない場合は、「(2)①来客用以外に考慮する駐車台数」の項目中に、記載すること。
- ウ 併設施設と駐車場を共用する場合で、併設施設を含めた必要台数
  - ・利用者が小売店舗とは独立している、併設施設の規模が小売店舗以上あるいは小売店 舗以上の集客力を有する場合、駐車時間など小売店舗の駐車場とは異なる利用形態の 場合など。

筲川	の根拠	
尹山		

② 特別の事情による駐車台数の算出【指針による計算式によらない場合のみ記載】

特別の事情の説明:

必要駐車台数 台 (算出根拠)

- ・用途地域上は「その他」地区に該当するが「商業地区」として取り扱う場合、この 欄に記載すること。
- ③ 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理由
有・無	

④ 駐車場の料金の有無

駐車場の料金の有無	理由
有 · 無	

- (2) その他駐車場の規模に関する計画(指針関連事項)
  - ①来客用以外に考慮する駐車台数

(例)

〈従業員等駐車台数〉

事項	面積	店舗用駐車場と 共用・別途の別	必要台数	備考
従業員駐車場	m²	共用 ・ 別途	台	(従業員数 人)
業務用車両駐車場	m²	共用 ・ 別途	台	
搬出入車両駐車場	m²	共用 ・ 別途	台	
合計			台	

駐車場を共用しない場合の利用形態の状況:

※駐車スペースの区域を色分けする、出入口を分離する、など。

#### 〈併設施設の駐車台数〉

附属施設の名称	面積	必要台数	算出根拠
例:スポーツ施設	m²	台	
合計		台	

駐車場を共用しない場合の利用形態の状況:

※併設施設利用者が小売店舗の駐車場を利用しない運用方法など。

#### ② 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況

駐車 場番	駐車場構造	重場構造 収容台数	面積 ※駐車ス ペース	駐車区画の大きさ			契約形態
号	加工 一 勿 们 之			軽四用	一般用	身障者用	)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
				台	台	台	
	台	m²	m m ×	m m ×	m m ×		
	台		台	台	台		
		台	m² ˈ	m m ×	m m ×	m m ×	

・駐車場の位置、構造ごとに記載することとし、別添図面にも駐車場番号を付記すること。

(構造例)建物外平面駐車場(自走式)、専用駐車場ビル(自走式)、地下駐車場(自走式)、屋上等建物内設置方式(自走式)、平面駐車場(機械式・専用建物)(機械式・共用建物)、循環駐車場(機械式・専用建物)(機械式・共用建物)

- ・収容台数のうち、従業員用の車や業務用の車等と共有する場合は、「①来客用以外に 考慮する駐車台数」の項目中に〈従業員等駐車台数〉として記載すること。
- ・契約形態の欄は、自社所有以外(借上げ、公共駐車場の利用等)の場合は、駐車場 の名称についても記載すること。

# 別添4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の 自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 【規則第4条第1項第5号】

- ・以下の事項のうち、駐車場の出入口の数及び位置を設定する際に必要としたものに ついて記載すること。
- (1) 駐車場の自動車の出入口の形式等
  - ① 駐車場の入庫処理能力

駐車場番	出入口の	1時間当たり入庫処	理能力	ピーク1時間に予想される自動車台数		
物 留 号	場所	台数	算出根拠	台数	算出根拠	
		台		台		

- ・駐車場番号及び出入口の場所は、別添配置図に示した番号(記号)を記載すること。
- •「1 台あたりのゲート入庫処理時間」 = メーカーから提供される1 台当たりの処理時間 + 乗客の乗降時間
- ・以下の事項のうち、駐車場の出入口の数及び位置を設定する際に必要としたものについて記載すること。
- ② 敷地内の駐車待ちスペース

駐車場番			寺ち 発券ブ		発券ブー		駐車待ち	スペースが有る場合	駐車待ちスペースが無い場合	
物 宙 号	場所	ス~	<u> </u>	・ス	ス			長さ	算出根拠	設置しない理由・対策
		有	•	無	有	•	祟	m		

・自走式駐車場であって発券ブース等により入庫を一時的に遮る場合には、指針に示された以下の計算式を適用することが可能。

(当該入口の1分当たりの来台数  $\times$  1.6 — 当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数)  $\times$  6 ( $\mathbf{m}$ : 平均車頭間隔)

# (2) 方向別台数の予測結果等

- ① 敷地周辺の道路の状況
  - ・別添「周辺見取図」、「駐車場配置図」に敷地周辺の道路の『No.』を表示すること。
- ・「交通規制」欄には交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記入すること。

# 一記載例-

項目	1	道路 No. 1 (道路名 : 市道○号)	道路 No. 2 (道路名: )	道路 No. 3 (道路名: )	道路 No. 4 (道路名: )	
合語	+	10 m	m	m	m	
幅	車道	6 m	m	m	m	
員	車線数	片側・交互 1 車線	片側・交互 車線	片側・交互 車線	片側・交互 車線	
構	歩道の有無	東側 m 西側 m	北側 m 南側 m	北側 m 南側 m	東側 m 西側 m	
成	中央分離帯の有無	御・無	有・無	有・無	有・無	
	路肩	2 m	m	m	m	
安全	全施設等	ガードレール				
交证	<b></b>	最大積載量2 t 以上貨物通行禁止				
.,	周辺の信号交差点数(うち右 設置の交差点数)	2 交差点 (1 交差点)	交差点 ( 交差点)	交差点 ( 交差点)	交差点 ( 交差点)	
横脚	新歩道の有無	<b>旬・</b> 無	有・無	有・無	有・無	
通	学路の有無	<b>旬・</b> 無	有・無	有・無	有・無	
バン	ス路線の有無	旬・無	有・無	有・無	有・無	
バン	ス停の有無	旬・無	有・無	有・無	有・無	
	場出入口から敷地寄り ス停ポールまでの距離	12 m	m	m	m	

② 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等(必要に応じて) ア 現状の交通量調査の結果

調査年月日	年月日() 年月日()
調査場所	
調査委託先	
調査方法	
調査結果	別添資料とする (参考:交通量調査の結果の記入例)

イ 開店後の周辺道路の交通量予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	別添資料とする (参考:開店前後の飽和度・混雑度、現況と開店後における交通量 比較の記入例)

- ◆交通量調査及び交通量予測について◆
- \* 平日及び休日(日曜) それぞれについて調査・予測すること。
- \* 調査(予測)エリアは、原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点、ただし、 特に大規模な場合など、広範囲の調査を要する場合がある。
  - ・複合施設の場合は施設全体についても予測
  - ・事前に警察、道路管理者、立地法担当部局等と協議を行うこと。
- \* 調査実施時間帯は原則として大規模小売店舗の開店時間の前2時間及び閉店時間の後2時間を加えた時間帯。午前6時から午後10時までの範囲を超える場合、午前6時よりも早い時間帯及び午後10時よりも遅い時間帯については、交通量調査の実施を省略可とする(ただし、周辺道路の状況、土地利用の状況等からみて、早朝又は深夜の時間帯の交通量の把握が必要と認められる場合は除く。)。
- \* 予測時間帯は、原則として開店から閉店までの時間帯。
- \* 調査内容は、車種別・時間帯別・方向別台数。
- \* 調査・予測結果は別添資料とし、見取図上に調査地点を図示すること。
- \* 予測値は、ピーク時のトータル値とする。
- \* 歩行者交通量について、調査が必要な場合がある。
- \* 交差点処理の予測等の交通計画に関する根拠資料の添付を行うこと。
- (3) その他の対応策(指針関連事項)
  - ① 駐車場の設置に当たっての配慮(配慮事項がある場合に記載)

(例)

(1/1/	
項目	具体的な内容
歩行者等の動線分離	
駐車場からの排気ガス	
近隣居住者への騒音	

- ・県の「環境の保全と創造に関する条例」では、駐停車時の不必要なアイドリングを禁止しているため、立て看板の設置等施設利用者への周知方法についても記載すること。
- ② 交通への支障を回避するための方策等 (方策を講ずる場合に記載)

(例)

項目	具体的な方法	•	内容
駐車場の分散確保			
交通誘導員の配置	配置場所: 配置時間:		人 数:

### 交通量調査の結果

# 交差点① 平日

〈調査方向1〉

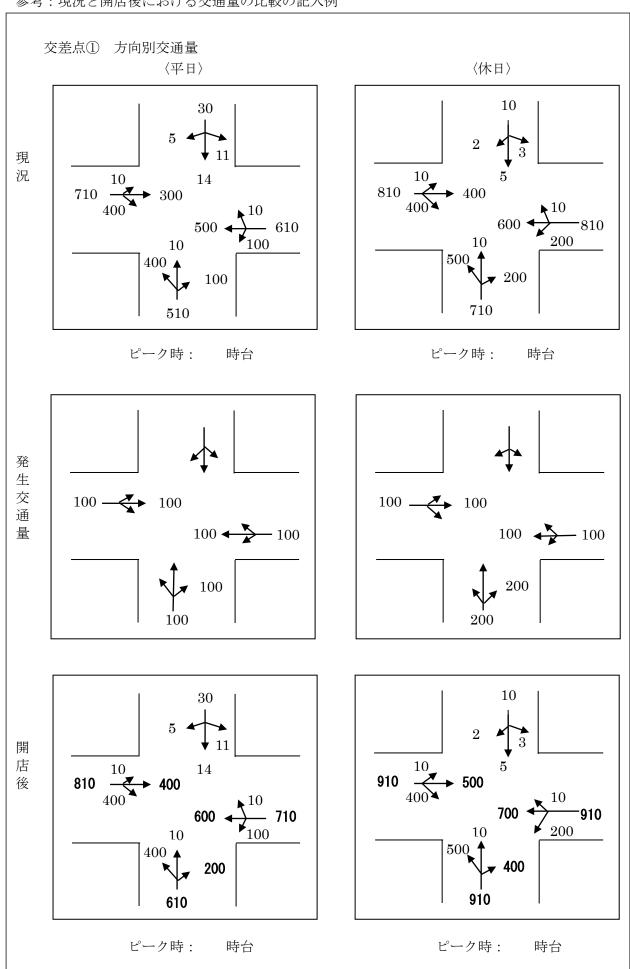
	車種等	自転車類	動力付き	自動車類					
			二輪車類	乗用車類		貨物車類		合	計
時間帯				乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車	TI.	ĪΪ
9:00~	10:00								
10:00~	11:00								
18:00~	19:00								
19:00~	20:00								
時間帯	計								

- ・上記に示す車種別、時刻帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量を記入すること。
- ・平日及び休日(日曜)について記入すること。
- ・通行車両の分類について記入すること。

種別		内容		
自転車類		車いす、小児用の車を除く		
動力付き二	輪車類	自動二輪車、原動機付自転車	JJ	
乗用車類	乗用車	ナンバー5 (黄と黒のプレート) ナンバー3、8 (小型プレート)	"	
木川牛炽		ナンバー3、5、7		
	バス	ナンバー2	"	
貨物車類	小型貨物車	ナンバー4 (黄と黒のプレート) ナンバー3、6 (小型プレート) ナンバー4、6	IJ	
	普通貨物車	ナンバー1 ナンバー8、9、10	<i>II</i>	

### 参考: 開店前後の飽和度・混雑度

交差点	項目		平日			休日			
				開店前	開店後	備考	開店前	開店後	備考
地点1	飽雨	0度							
	混	西流入							
	雑	東流入							
	度	北流入	直進左折						
			右折						
		南流入	直進左折						
			右折						
地点2	飽和	1度							
	混	西流入	右折						
	雑		左折						
	度	北流入							
		南流入							



### 別添5 経路の設定等

- (1) 自動車を駐車場に案内する経路及び方法 【規則第4条第1項第6号】
  - ① 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 (別添○○図) (例)

『別添資料 添付図面』 参照

(2) 経路等を来客者に知らせる方法、その他交通対策

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等)
ちらし等の配布	(配布方法・内容等)
交通誘導員の配置	(配置場所・人数・配置日時等)
その他	交通対策等の内容:

- ・交通誘導員の配置について、平常時及び繁忙時に分け、対応を詳しく記載すること。
- ・別添「周辺見取図」に看板等の設置場所及び交通誘導員の配置場所を記載すること。
- ・経路の設定に伴う配慮や公共交通計画との連携等について具体的に記載すること。
- ・その他、安全に係ることについて、具体的に記載すること。

# 別添6 荷さばき施設の整備等 【規則第4条第1項第7号】

(1) 搬出入車両台数と荷さばき時間帯

時間帯	搬出入車	両の車種	平均的な荷さばき		
时间带	2 t 車	4 t 車	10 t 車	計	処理時間
6:00~7:00					分
7:00~8:00					分
計					

- ・搬出入を行う時間帯別に、搬出入車両台数を記載すること。
- (2) 荷さばき施設の計画(指針関連事項)
  - ① 荷さばき施設の形状・規模

( 屋内 · 屋外 )

施設番号	プラットフォー	-ムの広さ	同時作業の可能な台数	待機スペースの有無・広さ			
	m ×	m	台	無・有	広さ	m×	m

② 荷さばき施設の規模の算出根拠

項目	予測数値
ピーク時における搬出入車両台数	t車 台

- ・(1)で示した搬出入車両台数等の計画に基づいて記載すること。
- ③ 搬出入車両の出入口の数

	専用出入口の有無		人口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等		
,	有	•	無				

搬出入車両の出入口の位置については、別添図面○○参照

・専用出入口がない場合、対応等の欄にその理由を記載すること。

#### 別添7 騒音問題に対応するための対応策(指針関連事項)

①一般的騒音対策の概要(対策を講じる場合のみ記載)

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置	
有 · 無	m	m		(P○別添配置図 及びP○立面図)	

項目	具体的な騒音対策の概要
緑地帯の設置	

- ・遮音壁を設置する場合は、その位置を別添配置図・平面図に記載の上、遮音壁の高さがわかるように図面に記載すること。(施行規則第4条第1項第8号)
- ・緑地帯を設置する場合は、その位置を別添図面に記載すること。
- ・緑地帯を設置しない場合は、「設置無し」と記載すること。

② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要(対策を講じる場合のみ記載)

項目	具体的な騒音対策の概要
荷さばき施設の騒音対策	
荷さばき作業の騒音対策	

- ・荷さばき施設の騒音対策
- (例)・荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮
  - ・荷さばき施設の屋内化
  - ・作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用あるいは内装面の 吸音材の使用等による吸音・遮音処理等といった施設建築計画面での配慮事項 を記載すること。
- ・荷さばき作業の騒音対策
  - (例)・荷さばき作業時間の特定
    - ・荷さばき作業車両のアイドリング禁止の徹底
    - ・低騒音型の荷さばき機器の導入
    - ・作業人員への騒音防止意識の徹底等といった荷さばき作業時の運営面又は機器 選択面での配慮事項を記載すること。
- ・停車時のアイドリングストップを励行するよう配慮すること。
- ③ BGM等の営業宣伝活動の予定(予定がある場合のみ記載)

実施時間帯	拡声器の数	具体的な騒音対策の内容
○時~○時		

- ・拡声器等を設置する場合は、その位置を示す図面を添付すること。
- ・小売店舗内のBGM等の音が店外に排出されることに伴う影響についても留意するこ

(4)	駐車場の騒音対策の概要	と(対策を講じる場合のみ記載)	
			_

駐車場番号	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策

### ・施設面の騒音対策

(例) 駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装床による段差をなくすこと等といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

・ 運用面の騒音対策

(例) 駐車場の利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等といった運営面での配慮事項を記載すること。

⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要(対策を講じる場合のみ記載)

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策		

### ・施設面の騒音対策

(例) 廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策、廃棄物の収集場所の配置等といった 施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

#### ・ 運用面の騒音対策

(例) 廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ、深夜・早朝における作業回 避等回収時間帯の制限等といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載するこ と。

### ⑥ 付帯設備の稼働時間と騒音対策(付帯設備を設置する場合のみ記載)

No	付帯設備の種類	設置の有無	稼働時間帯	位置	騒音対策
	冷却塔	有・無	○時○分~○時○分	(p○別添配置図 及びp○立面図)	
	室外機 有・無		○時○分~○時○分	(p○別添配置図 及びp○立面図)	
	送風機	有・無	○時○分~○時○分	(p○別添配置図 及びp○立面図)	
	その他 (	)		(p○別添配置図 及びp○立面図)	

- ・冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、その各騒音発生位置(No)を別添配置図及び立面図に記載すること。(施行規則第4条第1項第9号)
- ・その他騒音発生源となる付帯設備がある場合にも、同様に記載・添付すること。
- ・冷却塔、室外機等からの騒音対策
  - (例)機器周辺の遮音効果を高める、低騒音機器の導入、機器周辺の吸音処理(周辺の壁に吸音性の高い素材を使用する等)等といった配慮事項を記載すること。
- ・給排気口等からの騒音対策
  - (例) 吹き出し口・吸い込み口の形状の検討、低騒音型の送風機等の導入等といった 配慮事項を記載すること。

# 別添8 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

【規則第4条第1項第10号】

①各予測地点における等価騒音レベルの予測結果(dB)

予測地点		昼間					夜間				
	地点	Α	В	С	С'	D	Α	В	С	С'	D
	高さ										
例:定常騒音											
例:変動騒音											
全体の等価騒音											
環境基準											

- ②予測地点ごとの等価騒音レベル
- (1) 昼間(午前6時~午後10時)の等価騒音レベルの予測

〈A地点:予測地点の高さ m〉

騒音	- 発生源	基離け音ル 準にるレ 等 (dB)	予測地 点まで の距離 (m)	距離減衰量 (dB)	回 折 減 衰量 (dB)	昼間 騒続又音回 継間騒生 回数	予点ける 番 ルベル (dB)	続時間	点にお ける等
定									
常									
騒									
常	等価騒音レベ	<b>ル</b> ①				_		_	
変									
動									
騒									
音	等価騒音レベ	JV2				_		_	
衝									
撃									
騒									
音	音 等価騒音レベル③							_	
	自動車走行騒音以外の等価騒音レベル④ (①~③を合成した値)							_	

						昼間		夜間		
騒音	子発生源	A 特性 音響パ ワーレ ベル (dB)	予測地 点まで の距離 (m)	距離減衰量 (dB)	回折減	時間範 囲の間 の交通 量	予測地 点にるレ 音 ル (dB)	時間範 囲の間 の交通 量	予測地 点にる ける ル (dB)	
自	(地点)									
自動車走行騒音										
車										
行										
騒										
首	等価騒音レベル⑤									

騒音全体の昼間の等価騒音レベル (dB) (④と⑤を合成した値)	昼間:	夜間:
環境基準値(dB)	昼間:	夜間:
環境基準値上の地域の類型		
用途地域		
予測結果の評価について		

(2) 夜間 (午後 10 時~午前 6 時) の等価騒音レベルの予測 (略)

### 等価騒音レベルの予測について

#### 【騒音予測地点】

- ・原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地 点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とし、A地点、B地点、C地点、D地点等と 表記すること。(高さも騒音が最大となる場所を考慮すること。)
  - ※敷地の規模や形状によって適宜予測地点を追加すること。

ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを 予測する必要はない。

・地点別に騒音に係る環境基準の地域類型及び予測結果を記載し、予測地点と騒音源 の位置を別添配置図に通し番号を付して示すこと。

### 【騒音発生源】

- ・自動車走行騒音以外について、騒音の種類別に記載すること。
- (例) 定常騒音:冷却塔、室外機、給排気口など

変動騒音:荷捌きアイドリング、荷捌き後進ブザー、廃棄物収集作業、BGMなど 衝撃騒音:荷捌き荷下ろし音、荷捌き台車走行音など

・自動車走行騒音について、予測にあたって設定した敷地内の自動車の走行車線、分割区間の中点の位置などを別添配置図に通し番号を付して示すこと。

#### 【騒音レベル等】

- ・カタログ値、「騒音の予測の手引き」中の値、実測値等の根拠を別添とすること。な お、実測の場合は、その証明書及び測定方法について説明すること。
- ・基準距離1mの騒音レベル以外は、「単発騒音暴露レベル」「パワーレベル」等の説明を記載すること。

#### 【継続時間又は発生回数】

・定常騒音は時間数、変動騒音は時間又は秒数、衝撃騒音は回数等の理解しやすい単 位を記載すること。

#### 【その他】

- ・昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から午前6時までをいう。
- ・遮音壁等の防音対策をする場合は、遮音性能、距離減衰計算に用いる係数などを示すこと。
- ・その他予測式等を用いた算出根拠は別添資料とすること。

# 別添9 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果と算出根拠 【規則第4条第1項第11号】

【深夜営業その他の理由により夜間(午後10時~翌日午前6時)騒音が発生する見込みがある場合のみ記載】

①各予測地点における最大値騒音レベルの予測結果(dB)

予測地点	地点	a	b	С	d	е	※敷地境界	Α'	В	С
	高さ						以外で予測			
例:定常縣	<b>蚕音</b>						を行う場合			
例:変動縣	蚤音						も記載。			
規制基準										

(例) 〈A' 地点 (第 種区域):高さ m〉

(1911 <i>)</i>	$\langle A$	地点	(弗 種区)	吸): 局さ	m/				
騒音	<b>音</b> 発生i	源		予測地点 までの距 離(m)	距離減衰 量(dB)	回折減衰 量(dB)	予測地点 における 騒音 ルの最大 値等(dB)	いる場合	騒音継続 時間又は 騒音発生 回数
定常騒常									
変動騒音									
衝擊騒音									

騒音レベルの最大値(dB)	
規制基準値(dB)	
騒音規制法上の区域の類型	
用途地域	
予測結果の評価について	

### 【騒音予測地点について】

- ・予測地点については、大規模小売店舗の敷地の境界線とする。
- ・指針に示された7つの分類ごとに、A'、B'、C'地点・・・として、別添配置図上に表示し、地点別に騒音規制法に基づく地域指定及び予測結果を記載すること。
- ・隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルを予測すること。(近隣 に高層住宅等がある場合にはこれを考慮した高さで予測・評価すること。)

#### 【騒音発生源について】

- ・影響を及ぼしうる騒音発生源について、騒音の種類別に記載すること。
- ・ただし、複数の室外機が近接している場合や、同一分類(室外機と冷却塔、荷さばき作業車輌のアイドリングと後進警報ブザー等)の騒音源が近接している場合などは、これらを合成した値とする。

### 【その他】

- ・夜間(午後10時から午前6時までの時間帯)において、営業又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には記載すること。
- ・定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音については「騒音レベル の最大値」の予測値を記載すること。
- 「騒音レベルの最大値」は、騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。
- ・その他予測式等を用いた算出根拠は別添資料とすること。
- ・第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する以下の施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、騒音規制法における夜間の規制基準値から5デシベルを減じた値となる。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所 医療法(昭和22年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### 別添10 廃棄物等の保管の為の施設容量の確保等

(1) 廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 【規則第4条第1項第12号】

① 指針による予測結果と算出根拠

り 1日和してひる	予測結果と昇出	11区120					
廃棄物等の 種別	店舗面積:S		一日当 棄物等 (指針) ×S):	排出量 原単位	平均保 管 日 数:B	見かけ 比重 : C	予測排出量 ( A × B ÷ C)
/4 集山東 <del>本</del> 山	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千㎡	(	t)	日	t/m³	m³
紙製廃棄物 等	6,000 m²超の部分	千㎡	(	t)			
A			計	t			
人見制成玄	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千㎡	(	t)	日	$t/m^3$	$\mathrm{m}^{3}$
金属製廃棄物等	6,000 m²超の部分	千㎡	(	t)			
W 4			計	t			
なっ り 制 床	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千㎡	(	t)	日	$t/m^3$	m³
ガラス製廃 棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千㎡	(	t)			
*************************************			計	t			
プラスチッ	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千㎡	(	t)	日	$t/m^3$	$\mathrm{m}^{3}$
ク製廃棄物	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千㎡	(	t)			
等			計	t			
	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千㎡	(	t)	日	$t/m^3$	$\mathrm{m}^{3}$
生ごみ等	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千㎡	(	t)			
			計	t			
その他の可	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千㎡	(	t)	日	$t/m^3$	$\mathrm{m}^{3}$
燃性廃棄物	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千㎡	(	t)			
等			計	t			
				合	計		$\mathrm{m}^{3}$

・合計値については、小数点以下第3位を四捨五入すること。

【見かけ比重について	指針の数値に	トらない場合の	目かけ比重の規拠等
1 鬼./パリリコ、田 いこうひょし	4 D TO 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ユ アンノレ ソンカテロ リノ	/ St. / 13 ( )   1.1   EH (/ ) / 1/12/17/13

② 特別な事情による廃棄物等の排出量予測 (※指針に示す分類以外の廃棄物を排出する場合や指針と異なる排出量が見込まれる場合 など、特別な事情がある場合のみ記載)

特別な事情の説明:		

予測排出量	m <sup>3</sup>

排出量予測の根拠

廃棄物等の種別	予測排出量	算出根拠
紙製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
金属製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
ガラス製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
プラスチック製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
生ごみ等	m <sup>3</sup>	
その他の可燃性廃棄物	m <sup>3</sup>	
合 計	m <sup>3</sup>	

・見かけ比重について指針の参考値によらない場合、この欄に記載すること。

(2) 付帯施設からの廃棄物等の排出量予測(指針関連事項)

廃棄物等の種別	予測排出量	算出根拠
紙製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
金属製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
ガラス製廃棄物等	m³	
プラスチック製廃棄物等	m³	
生ごみ等	m³	
その他の可燃性廃棄物	m³	
合計	m³	

- ・保管施設を店舗と共用する場合、この欄に記載すること。
- (3) 廃棄物等の保管場所の計画(指針関連事項)
  - ① 廃棄物保管施設の計画

施設番号	容量	面積	排出方法	洗浄方法	附属設備の概要
	m <sup>3</sup>	m²			
	m <sup>3</sup>	m²			

・附属設備は、冷蔵設備、換気設備、中間処理施設、自動貯留方式等について記載する こと。

② リサイクル品 (再利用対象物) 保管施設の計画

施設番号	容量	面積	回収方法	洗浄方法	附属設備の概要
	m <sup>3</sup>	m²			
	m <sup>3</sup>	m²			

3	保管場所に関する配慮事項	(配慮する事項がある場合に記載)
(何	()	

=	
項目	具体的な内容
廃棄物等の分別の実施	
中間処理時の悪臭対策	
保管施設の密閉性確保	

### 別添11 廃棄物等の運搬・処理等の計画(指針関連事項)

- (1) 廃棄物等の運搬・処理計画
  - ① 廃棄物等の種類と処理方法の区分

廃棄物等の種類	敷地外処理	敷地内処理	その他(具体的に記述すること)

- ・分別する廃棄物等の種類ごとに記載すること。
  - (例) 生ゴミ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、空き缶、空き瓶、トレー、発泡スチロール等
- ・敷地外処理・敷地内処理のうち、該当するものに○を記すこと。

### ② 廃棄物等の運搬方法

廃棄物等の種類	運搬の方法	予定業者等 運搬頻度
	自社運搬・業者委託・その他	
	自社運搬・業者委託・その他	
	自社運搬・業者委託・その他	

- ・①のうち、敷地外処理を行うものについて、種類別に記載すること。
- ・運搬車両の運行予定経路を周辺見取り図に記載すること。

### ③ 廃棄物等の処理方法

	1	1		
廃棄物等の種類	処理の具体的な方法	処理関連設備の内容	悪臭対策	防音対策

- ・①のうち、敷地内処理を行うものについて、種類別に記載すること。
- ・処理施設の位置を配置図に記載すること。
- (2) 廃棄物等の分別・リサイクル計画

廃棄物等の種類	発生予測量	ごみ処分量	資源化量
	(t/年):A+B	(t/年):A	(t/年):B
合 計			

・分別する廃棄物等の種類ごとに記載すること。

(3)	廃棄物等に関連する対応方策	(方策を講ずる場合に記載)
(0)		

項目	具体的な方法・内容

- ・食品加工場における作業時に発生する汚水からの悪臭への対策、廃棄物等保管場所に 持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適切な管理方策等といった、廃棄物に関連 して生活環境問題を発生させるおそれのある問題への対応方策を記載すること。
- ・生ゴミについては、充分な保管容量を確保するとともに悪臭が周辺に発散することや 汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じること。

### 別添12 その他の指針関連事項

- (1) 大規模小売店舗の立地環境
  - ① 計画地の周辺環境
    - -記載例-

計画地は、東西南北側で○通り、東西南北側で○通りに面しており、東西南北方向○mの所に○通り、東西南北方向○mの所に○通りが走っている。

計画地の東西南北側には低中高層住居、東西南北側には工場、事務所、商業施設が建ち並び、東西南北側には小中高等学校、幼稚園、保育園、病院、図書館、特別養護老人ホーム、東西南北側には小中高等学校、幼稚園、保育園、病院、図書館、特別養護老人ホームがある。東西南北側は駐車場、更地となっている。

- ② 用途地域
- ③ 最寄り駅からの距離 ○○線○○駅から○○メートル
  - ・最寄りの駅の改札から店舗の敷地境界を結んだ地図上の最短直線距離を記載すること。
- (2) 駐輪場の計画
  - ① 必要駐輪台数の算出根拠等(※市町で自転車附置義務条例、要項等が制定されている場合)

9 := 2 ( 11.07 ) 7 1 1 1	2 to 1 to		
条例(要綱)名	条例(要綱)		
条例(要綱)による	原動機付自転車	含む・含まない (○印)	
「自転車等」の定義	自動二輪車	含む・含まない (○印)	
必要駐輪台数		台	
(算出根拠)			

② 駐輪場台数の予測の結果と算出根拠

(※市町で自転車附置義務条例、要綱等が制定されていない場合)

台 自転車用 台 原付用 台

- ・指針による参考値を用いた例→店舗面積が 3,000 ㎡以下の場合、35 ㎡に1台
- ③ 駐輪場の管理体制

項目	具体的な方法・ 内容
出入口の配置	
交通誘導員の配置	配置場所: 配置時間: 人数:

・別添「周辺見取図」に、交通誘導員等の配置場所を記載すること。

(0)	<del>-11-</del> \-	1 m 2	<b>⊥</b> /=n.	$\sim 31 \pm$
(3)	命る	はさ	加設	の計画

① 荷さばきに必要な作業スペース、安全性の確保

荷さばき施設 No.	想定する車両	作業スペースの位 置及び大きさ	軌跡図	対応
(p.○平面 図記載番号)	t 車 台	幅 m 奥行 m 高さ m	(p.○平面 図記載番号)	

「対応等」には安全・円滑な駐車及び出入りのために行う対応などを記載すること。

② 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
無		
有		

(4) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

(市町等の条例、要綱等に基づき廃棄物等の減量・リサイクル計画を記載) 具体的に詳しく記載してください。

廃棄物減量化及び発生抑制、リサイクル計画の予定及び概要

- ・廃棄物の減量化、発生抑制に向けた計画・予定
- ・家電リサイクル法に基づいた計画・予定
- ・食品リサイクル法に基づいた計画・予定
- ・容器包装リサイクル法に基づいた計画・予定
- ・パソコンリサイクル法に基づいた計画・予定

(周辺住民へ	の周知方法)
--------	--------

(5) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画(対策を講じる場合に記載)(例)

項目	具体的な内容等
歩行者通行の利便性確保のための対策	
夜間照明設備の設置	

(6)	- 廃棄物の減量化及びリヤ	トイクルについて	ての配膚(	(配慮事項があ	っる場合に記載)
(0)					

予定及び概要:

周辺住民への周知方法:

② 防犯対策へ					
A 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	10 J J J J J J J J J J J J J J J J J J J				
	ようだい くるお かる		• 0		
※具体的に	に詳しく記載するこ	- と。			
存並 ひべくり	<b>空への配慮に関す</b>	- ス重佰 (暑	细州区	毎並み形成に	:関する条例など特言
国业みつくり 事項がある場合		の争快(京	観地四	、14业の1/1/1/1/1/1	-
) 街並みづく	くり計画の有無とそ	での内容			
・計画地にお	がける街並みづくり	計画の有無	とその	概要について、	具体的に記載するこ
N 4-347. 27		<i>T</i>	- L v4	ート・エ ハナ しゅごう	
② 街並みづく	くり等への配慮事項	1 【竹礼	I'9 '\ =	事項があれば記	<b>仁</b> 載】
9 A 3 2 3 4 5 7 7 7 8					
9 内亚*/ 2 (					
歌地内の緑	k化計画				
	录化計画 必要緑化面	計画緑化	面積	緑化の方法	根拠
③ 敷地内の緑		計画緑化	面積	緑化の方法 敷地緑化・ 壁面緑化	根拠
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li></ul>	必要緑化面	計画緑化	面積	敷地緑化·	· ·
③ 敷地内の緑	必要緑化面	計画緑化	面積	敷地緑化·	· ·
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li></ul>	必要緑化面	計画緑化	面積	敷地緑化·	· ·
<ul><li>敷地内の緑敷地面積</li><li>景観への配</li></ul>	必要緑化面			敷地緑化・壁面緑化	· ·
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li><li>景観への配</li><li>・可能であれ</li></ul>	必要緑化面 己慮  にば建物完成予想図	図等を添付す	-az &	敷地緑化・壁面緑化	· ·
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li><li>敷地面積</li><li>景観への配・可能であれ</li><li>屋外証明・</li></ul>	必要緑化面 己慮 れば建物完成予想図 ・広告塔照明等の計	図等を添付す	-ること ナ策	敷地緑化・壁面緑化	· ·
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li><li>景観への配</li><li>・可能であれる</li><li>屋外証明・項目</li></ul>	必要緑化面 己慮 にば建物完成予想図 ・広告塔照明等の計 屋外照明	図等を添付す	-ること 対策 - 広告	敷地緑化・壁面緑化	○○条例
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li><li>敷地面積</li><li>景観への配</li><li>・可能であれ</li><li>・ 屋外証明・項目</li><li>照明灯の配置</li></ul>	必要緑化面  記慮  にば建物完成予想図  広告塔照明等の計  屋外照明  別添配置図	図等を添付す	-ること 対策 - 広告	敷地緑化・壁面緑化	○○条例
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li><li>敷地面積</li><li>・可能であれ</li><li>・可能であれ</li><li>・ 屋外証明・項目</li><li>照明灯の配置</li><li>照明灯の方向</li></ul>	必要緑化面  記慮  にば建物完成予想図  広告塔照明等の計  屋外照明  別添配置図	図等を添付す	-ること 対策 - 広告	敷地緑化・壁面緑化	○○条例
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li><li>敷地面積</li><li>・可能であれ</li><li>・可能であれ</li><li>・原料証明・項目</li><li>照明灯の配置</li><li>照明の強さ</li></ul>	必要緑化面  記慮  にば建物完成予想図  広告塔照明等の計  屋外照明  別添配置図	図等を添付す	-ること 対策 - 広告	敷地緑化・壁面緑化	○○条例
<ul><li>敷地内の網敷地面積</li><li>敷地面積</li><li>・可能であれ</li><li>・可能であれ</li><li>・ 屋外証明・項目</li><li>照明灯の配置</li><li>照明灯の方向</li></ul>	必要緑化面  記慮  にば建物完成予想図  広告塔照明等の計  屋外照明  別添配置図	図等を添付す	-ること 対策 - 広告	敷地緑化・壁面緑化	○○条例

# (3) 変更届出【法第6条第1項】

### ア 記載要領について

様 式 様式第2 A4判

文字の大きさ 原則として 10.5 ポイント以上

### イ 添付図書について

□ (設置者の変更に限る) 法人の登記事項証明書 (個人にあってはその住民票の写し)

様式第2 (第6条関係)

※受理年月日	令和	年	月	日
※受理番号				
※備考				

変更届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

# (4) 変更届出【法第6条第2項】

### ア 記載要領について

様式 3 4判(図面はA4またはA3判)

文字の大きさ 原則として10.5ポイント以上

ページ番号 全ページ(添付書類を含む。)に振ること。

①全書類を通したページ番号

②本編・図面・添付書類等ごとに分けたページ番号のいずれ

かを振ること。

### イ 添付図書について

### 【添付図書】

- □変更に係る図書(図面については、変更前・後を添付すること。)
- □その他必要な図面等

### 【各図面の記載要領】

□図面に係る記載事項は10(16)添付図面の作成要領を確認すること。

様式第3(第7条関係)

 ※受理年月日
 令和
 年
 月
 日

 ※受理番号
 ※備考

変更届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称

00000 △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

# (5) 廃止届出【法第6条第5項】

記載要領について

様式 様式第4 A4判

文字の大きさ 原則として 10.5 ポイント以上

様式第4(第9条関係)

※受理年月日	令和	年	月	日
※受理番号				
※備考				

大規模小売店舗廃止届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
  - $\bigcirc\bigcirc$  m<sup>2</sup>
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
  - $\bigcirc\bigcirc$  m<sup>2</sup>
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル(法第3条第2項の規定により都 道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積)以下となる日 令和〇年〇月〇日
- 5 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ※印の項は記載しないこと。

# (6) 説明会の配付資料

# ア 記載要領について

様 式 要綱様式例第2 A4判(図面はA4またはA3判) 文字の大きさ 原則として10.5 ポイント以上

# イ 添付資料について

【添付書類】 □敷地内掲示の案 □公告方法、公告案 □周知範囲を示す図書 □説明会配布図書 □その他必要な図書等
【各図面の記載要領】 □図面に係る記載事項は10(16)添付図面の作成要領を確認すること。

# 要綱様式例第2(説明会配付資料)

### 大規模小売店舗計画説明書(新設・変更)

設	氏名又は名称													
置者	住所又は所在地													
$\mathcal{O}$	電話•FAX等													
概要	連絡先													
店	名称													
舗	所在地													
施設	敷地面積		m²	建築	築面積				m²	延床面	i積			m²
<b>以</b> の	店舗面積の合計		m²	各區	階の店舗	甫面積	責							
概	開店時刻					閉戶	吉時刻							
要	主な小売業者					他	のテナ	ント	数					
•	主な販売品の種類					付背	<b>持施設</b>	の状	況					
•	着工予定日	年 月	日	竣工	一予定日		年 月	日		開店予定	目	年	月	日
駐	種類及び箇所数					収約	容台数	:						
車場	台数の算出根拠													
******	利用可能時間帯					出入口の数								
駐車	論場の収容台数								•					
荷捌	施設面積				m²	利月	可能	時間	帯					
がき	平均的な車両台数													
騒	遮音壁の有無		午後10	诗~	午前6時	寺にま	うける馬	<b>蚤音</b>	発生	の可能	性の有	無		
音	冷却塔、冷暖房設備	帯の室外機	又は送風	虱機(	の有無と	:稼働	時間	芋						
	主な騒音対策													
廃棄物	廃棄物等の種類	紙製廃棄 物等	金属製棄物	製廃	ガラス	製力	プラス ック製 棄物		生、	ごみ等	その 燃性 物		合	計
等	指針による容量	$m^3$		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$
',1	排出容量予測值	m <sup>3</sup>		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		$m^3$		$\mathrm{m}^3$		m <sup>3</sup>
	保管施設の容量	m <sup>3</sup>		$m^3$		m <sup>3</sup>		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		$\mathrm{m}^3$		m <sup>3</sup>
	廃棄物等の運搬・処			-										
	減量化・リサイクル丼	主進計画の	月無											

街並みづくり等への配慮事項(街並みづくり、緑化計画、屋外照明・広告塔照明等の計画等)

※変更事項については、変更前・後の内容を2段書きすること。

※添付書類:建物の配置図、各階の平面図、周辺の見取り図等(縮小版も可)

# (7) 説明会の開催報告

# ア 記載要領について

様 式 要綱様式例第6 A4判(図面はA4またはA3判)

文字の大きさ原則として 10.5 ポイント以上注意事項開催回ごとに作成すること。

# イ 添付図書について

□出席者名簿の提出は不要
--------------

項目	内容
店舗の名称	
開催日等の周知方法・期間	
開催日時	
開催場所 (会場名及びその所在地)	
説明者	
出席者 ①設置者 (氏名、役職名等) ②住民、事業者等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあっ ては、その団体名及び人数)	住民の方の出席者名簿は必要ありません。
説明会の概要	
住民等の意見 (事項及びその内容)	
設置者等の対応 (応対内容)	
特記事項	

# (8) 説明会を掲示で行う場合の申し出

### ア 記載要領について

様 式 要綱様式第5 A4判(図面はA4またはA3判) 文字の大きさ 原則として10.5 ポイント以上

### イ 添付図書について

□周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない旨を証する資料

要綱様式第5 (掲示による説明会の申出)

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の変更届出に係る説明会の方法の申出

下記の店舗に係る変更届出の内容は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に該当するものとして申し出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 申出を行う理由

# (9) 説明会が開催できない旨の申し出

# ア 記載要領について

様 式 要綱様式第8 A4判(図面はA4またはA3判) 文字の大きさ 原則として10.5 ポイント以上

### イ 添付図書について

□申出を行う理由を証する資料等

要綱様式第8 (説明会開催不可能の申出)

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の届出に係る説明会を開催できない旨の申出

下記の店舗に係る説明会が開催できないことについて、大規模小売店舗立地法第7条第4項に該当するものとして申し出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

- 2 申出を行う理由
- 3 説明会に代えて届出等の内容を周知する方法

# (10) 県の意見に係る変更届出

# ア 記載要領について

様 式 様式第5 A4判(図面はA4またはA3判) 文字の大きさ 原則として10.5 ポイント以上

# イ 添付図書について

- □変更に係る図書(図面については、変更前・後を添付すること。) □その他必要な図面等
- 様式第5 (第16条関係)

※受理年月日	令和	年	月	日
※受理番号				
※備考				

届出事項変更届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

# (11) 県の意見に対して届出を変更しない旨の通知

### ア 記載要領について

様 式 要綱様式第13 A4判(図面はA4またはA3判) 文字の大きさ 原則として10.5 ポイント以上

要綱様式第13 (届出を変更しない旨の通知)

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

(氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名) (住所)

大規模小売店舗の届出を変更しない旨の通知について

下記の店舗について、令和 年 月 日付け都計第 号で通知のあった意見に基づく変更は行いませんので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 変更しない理由

# (12) 県の勧告に係る変更届出

### ア 記載要領について

様 式 様式第6 A4判(図面はA4またはA3判) 文字の大きさ 原則として10.5 ポイント以上

### イ 添付図書について

□変更に係る図書	(図面については、	変更前•	後を添付す	るこ	.と。)
口その他必要な図記	<b>石</b>				

様式第6 (第18条関係)

※受理年月日	令和	年	月	日
※受理番号				
※備考				

届出事項変更届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名称 ○○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

### (13) 承継の届出

### ア 記載要領について

様 式 様式第7 A4判 文字の大きさ 原則として10.5ポイント以上

1	添付図書	について	-
---	------	------	---

□大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類

様式第7	(笙	10	条関係)
1777 T. ( 1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	\ <del>/                                     </del>	19	*   羊  余 /

※受理年月日	令和	年	月	日
※受理番号				
※備考				

承継届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日 令和〇年〇月〇日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所

名 称 ○○○○株式会社

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

代表者 〇〇 〇〇

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積 ○○㎡

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
- 3 ※印の項は記載しないこと。

### (14) 既存店の変更届出【法附則第5条第1項】

### ア 記載要領について

様式 様式第8 A4判(図面はA4またはA3判)

文字の大きさ 原則として 10.5 ポイント以上

ページ番号 全ページ(添付書類を含む。)に振ること。

①全書類を通したページ番号

②本編・図面・添付書類等ごとに分けたページ番号のいずれ

かを振ること。

### イ 添付図書について

- □変更に係る図書(図面については、変更前・後を添付すること。)
- □変更に係るもの以外の事項に係る図書

様式第8 (第20条関係)

※受理年月日	令和	年	月	日
※受理番号				
※備考				

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

△△店

名 称 〇〇〇〇〇

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
  - ・変更する事項以外の事項について記載すること。
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ・小売業者が多数ある場合は、「別紙(小売業者一覧)のとおり」と記載し、別紙を作成すること(すべての小売業者名を記載すること。)

(2)	大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(4)	

 $m^2$ 

- ・小売業を行うための店舗の用に供される床面積
- ・小数点以下第1位を四捨五入

### (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置			収容台数
No. $\bigcirc$	(p. $\bigcirc$	別添配置図上 No. ○)	000台
No. $\bigcirc$	(p. $\bigcirc$	別添配置図上 No. ○)	000台
合計			000台

従業員用駐車場について、表の下に以下の例を記載すること。

- ・例1 従業員用駐車場を別途○台分確保します。
- ・例2 従業員用駐車場は、駐車場収容台数の内○台が含まれています。

### ② 駐輪場の位置及び収容台数

位置			収容台数
No. $\bigcirc$	(p. $\bigcirc$	別添配置図上 No. ○)	000台
No. O	(p. $\bigcirc$	別添配置図上 No. ○)	000台
合計			000台

自動二輪車について、表の下に以下の例を記載すること。

- ・例1 自動二輪車の駐車場を別途○台分設置します。
- ・例2 自動二輪車の駐車場は、駐輪場収容台数の内○台が含まれています。

### ③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置			面積
No. $\bigcirc$	(p. $\bigcirc$	別添平面図上 No. ○)	00. 00 m²
No. $\bigcirc$	(p. $\bigcirc$	別添平面図上 No. ○)	00. 00 m²
合計			$\bigcirc\bigcirc$ m <sup>2</sup>

合計値の小数点以下第1位を四捨五入すること。

### ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置			容量
No. $\bigcirc$	(p. $\bigcirc$	別添平面図上 No. ○)	$\bigcirc\bigcirc$ . $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$
No. $\bigcirc$	(p. $\bigcirc$	別添平面図上 No. ○)	$\bigcirc\bigcirc$ . $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$
合計			$\bigcirc\bigcirc$ . $\bigcirc\bigcirc$ m $^3$

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	午前○時○分
閉店時刻	午後○時○分

- ・小売業者が多数ある場合は、「別紙(小売業者一覧)のとおり」と記載し、別紙を作成すること。
- ・年末年始等に開店時刻の繰上げ及び閉店時刻の繰下げを行う場合は、「午前○時○分 (ただし年間○日は午前○時○分)」等と記載すること。
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	(図面に記載の番号)	駐車可能時間帯
No. $\bigcirc$		午前○○時○○分~午後○○時○○分
No. O		午前○○時○○分~午後○○時○○分

- ・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること。
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No.	(図面に記載の番号)	出入口の数		位置	
No. O		出口	○箇所	(p. $\bigcirc$	別添○○図上 No. ○)
No. O		入口	○箇所		
No. O		入口	○箇所	(p. $\bigcirc$	別添○○図上 No. ○)
No. O		出入口	○箇所		
No. $\bigcirc$		出入口	○箇所	(p. $\bigcirc$	別添○○図上 No. ○)
		出口	○箇所		
合	計	入口	○箇所		
		出入口	○箇所		
		合計	○箇所		

- ・駐車場が複数ある場合、配置図に番号を付し、各駐車場の出入口の数を記載出入口 の位置は配置図に記載すること。また、出入口の位置は配置図に記載すること。
- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No. (図面に記載の	荷さばき可能時間帯
番号)	
No. O	午前○○時○○分~午後○○時○○分
No. O	午前○○時○○分~午後○○時○○分

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ※印の項は記載しないこと。

### (15) 軽微な変更の申し出

### ア 記載要領について

様 式 要綱様式第1 A4判(図面はA4またはA3判) 文字の大きさ 原則として10.5 ポイント以上

### イ 添付図書について

□店舗に附属する施設の位置の変更で、周辺の地域の生活環境に与える影響 が当該変更前に比して変化しない旨を示す図書

要綱様式第1 (軽微な変更の申出)

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

大規模小売店舗の変更届出に係る軽微な変更の申出

下記の店舗に係る変更届出の内容は、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更に該当するものとして申し出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふ り が な

名 称 ○○○○ △△店

所在地 ○○市○○町○丁目○番地○ ほか

2 変更しようとする事項

の位置の変更

(変更前)

(変更後)

3 申出を行う理由

# (16) 添付図面等の作成要領

※本表は参考です。見やすく、内容が容易にわかるよう作成をお願いします。

図 面 等の分 類	内容・種類	記載項目等
建物位置図	広域見取図	【仕様】 □サイズ: A4またはA3判 □表示範囲: 出店地から半径3km~5km程度 □縮 尺: 1/10,000以上 (状況に応じて、1/10,000以下でも可。) □使用する地図の例: 都市計画区域図、用途地域図、市町管内図等  【記載事項】 □方位、縮尺を記載する。 □届出区域の境界線を赤色で記載する。 □出店地から半径1kmの円を記載する。また、出店地から半径1km圏内に他の市町が存在する場合は、その市町を記載する。 □出店地を図の中央に記載し、その周辺の道路、鉄道及び公共・公益施設の等の主要な建物の状況を記載する。 □その他必要な事項を記載する。
周辺見取図	・ 用状周公施鉄交の近の況な地 の、 等機況のより 等機況の と	□サイズ: A4、又はA3判 □表示範囲: 届出区域から概ね100m ※図面が収まらない場合、複数の図面で作成する。 □縮 尺: 1/2,500以上 □使用する地図の例: 都市計画図、白図、用途地域図、住宅地図等 【記載事項】

		□鉄道駅、バスセンター(バス停)の位置を記載する。 □鉄道駅等改札口からの届出区域の直線距離(単位:m)を明示する。 ※小数点以下は四捨五入し、整数で標記する。 □通学路を記載する。 □その他必要な事項を記載する。
建物配置図	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□サ イ ズ: A 4、又はA 3 □表示範囲:店舗敷地及び隣地との境界の状況が分かる範囲 (隔地駐車場がある場合、その敷地も含む。) ※図面が収まらない場合、複数の図面で作成する。 □縮 尺:1/200~1/500程度 【記載事項】 □方位、縮尺を記載する。
各階平面図	各階平面図	【仕様】 □サ イ ズ: A 4、又はA 3 □表示範囲:店舗敷地を網羅できる範囲 □縮 尺:1/100~1/500程度  【記載事項】 □方位、縮尺を記載する □小売業を行うための店舗のように供される床の区画を赤色で記載する。 □店舗面積以外の主な施設(飲食店、事務所、倉庫、ホール、映画館、エレベーター等)を記載する。 □各テナントの区画の寸法、面積表を記載する。 □必要に応じて、配置図と同様の記載事項を記載する。 □屋外照明灯・広告塔照明灯の向き及び位置を明示する。 □その他必要な事項を記載する。

施設計画図	・駐車場、駐	【仕様】
		【11.187]  □サ イ ズ:A 4、又はA 3
※必要に応	画図	
じて	- 荷さばき施	
	設の計画	First tab and are N
	図	【記載事項】
	• 廃棄物等保	□方位、縮尺を記載する。 □施設の平面図、立面図又は断面図若しくは展開図を作成する。
	管施設の計	□旭設の平面図、立面図文は断面図石 U \ は展開図を作成する。     (必要に応じて、寸法を記載する。)
	画図	□(廃棄物等保管施設のみ)
		・廃棄物の種類別に、保管施設の寸法、高さ、構造等を記載
		する。
		・生ゴミ保管施設の冷蔵の有無を記載する。
		・リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等を記
		載する。
		※建物外であれば、配置図に集約しても可。
		建物内であれば、各階平面図に集約しても可。
建物立面図	建物の立面	【什样】
インショウ		$\square$ サイズ: A4、又はA3
	図面	□表示範囲:建物の立面がわかる範囲
		□縮 尺:任意
		【記載事項】
		□4面の立面図を作図する。
		□壁面緑化を明示する。
		□建物及び看板のマンセル値を記載する
		また、建物及び看板を着色する。
交通計画図	・店舗の商圏	【仕様】
		□サイズ: A4、又はA3
		□表示範囲:
	・来退店の誘 導経路	・商圏の状況が分かる範囲 ・来退店ルートを広域にわたって設定する場合、その範囲
	<del>等</del> 腔 岭	・米区店ルートを広域にわたりて設定する場合、その郵面    □縮 尺:任意
		【記載事項】
		□方位、縮尺を記載する。 □商圏の距離及び範囲を記載する。
		□問圏の距離及び配囲を記載する。   □来退店経路である交差点に矢印で経路を図示する。また、来
		退店経路に応じた商圏ブロックを記載する。
		· 来店経路: 赤矢印
		・退店経路:青矢印
		□来退店経路における主要及び通過する道路名称を記載する。
		□方面別自動車来客台数の予測値(発生交通量)を記載する。
騒音予測に	・騒音予測に	
関する図面		□サイズ: A4、又はA3
	面図	□縮 尺:1/100~1/500 程度
	<ul><li>騒音発生源、予測地</li></ul>	□標示範囲:出店地の敷地境界から半径 100m程度
	原、广侧地 点、遮音壁	【記載事項】
	等の状況	□縮尺、方位を記載する。
	が分かる	□各施設設備の騒音源の位置を記載する。
	図面	(冷却塔、室外機、給排気口、キュービクル等の設備機器、
		駐車場、荷さばき施設、廃棄物等保管場所、拡声器等)

		□自動車・荷さばき車両等の走行車	泉を分割して	た区間、区間の	
		中点に配置した騒音源の位置を記載する。			
		□遮音壁、緑地帯等の防音施設の位置及び寸法を記載する。			
		□騒音予測地点を記載する。			
		□計画地と道路を挟んで立地している建物用途の状況を以下の			
		とおり記載する。	3,000,000	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
				1	
		建築物用途	色		
		住宅	黄色		
		店舗併用住宅	山吹		
		小売店舗、飲食店、事務所	赤		
		その他商業施設	桃		
		倉庫、車庫	紫		
		工場	青		
		農業施設	緑		
		公共施設	茶		
		宗教施設	黄緑		
		その他	灰		
		□計画地及び隣接の敷地境界や隣接でする。 □環境基本法に基づく地域の類型及での区分を記載する。 □周辺に所在する学校、保育所、病院養護老人ホーム及び幼保連携型認定地までの距離を記載する。また、商合、当該地から50mの範囲を記載する。 □図面上に敷地境界、隣接する住居等する。	が騒音規制 完、診療所 定こども園 性隔距離 50 する。 等の形状(	法に基づく区域 、図書館、特別 の位置及び計画 mの区域内の場 壁面線)を記載	
No. of the Co.		□すべての騒音発生源を透過的に表示点の平面上の位置関係を記載する。 □予測上のX-Y座標軸を記載する。			
注意事項	_	<ul><li>□図面でA3版を使用した場合、図面 ジ番号は、A4サイズにZ折りした 載する。</li></ul>			